

赤坂台総合公園 再整備基本計画

令和7年3月

1. 本計画について	5
(1)策定の背景と目的	5
(2)計画予定地の位置及び面積	5
2. 上位計画・関連計画の概要	6
3. 条件整理	10
(1)計画予定地の周辺概況	10
(2)都市計画決定について	10
(3)公園の現況	11
(4)公園利用実績	13
(5)周辺人口	14
(6)防災上の役割	15
(7)災害リスク分析	16
(8)防災関連施設の分布	21
(9)避難想定	24
(10)現状の課題と方針	27
4. 整備に向けた基本方針	28
5. 発災時機能・施設の検討	30
(1)防災公園の種類と本公園の位置づけ	30
(2)本公園に求められる機能	31
(3)災害時の時間経過に伴う利用の変化	31
(4)一般的な防災機能と関連施設	32
(5)防災関連公園施設の導入可能性の検討	35
(6)施設整備方針	38
6. ゾーニング・動線計画(案)	39

7. 整備事業について 41

(1)主な事業内容.....	41
(2)都市計画決定の変更について.....	42
(3)事業スケジュールについて.....	43
(4)概算事業費用について.....	43

1. 本計画について

(1) 策定の背景と目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、市としては防災・減災対策の推進が急務であり、都市の防災機能向上による、より安全で安心なまちづくりが求められている状況である。

そのような中で、多くの市民にとって身近な存在であり、本市のシンボルでもある赤坂台総合公園について、平常時はレクリエーションの場として、また災害時は避難場所等として活用が可能な、防災機能を有する公園として整備を行っていくことを目指し、防災機能拡充に係る公園整備について基本的な考え方を示すものである。

(2) 計画予定地の位置及び面積

公園名称：赤坂台総合公園

計画位置：甲斐市竜王地内赤坂台総合公園付近

計画面積：約 8.19ha 供用済面積（赤枠内） 約 7.31ha

新設予定面積（緑枠内）約 0.88ha

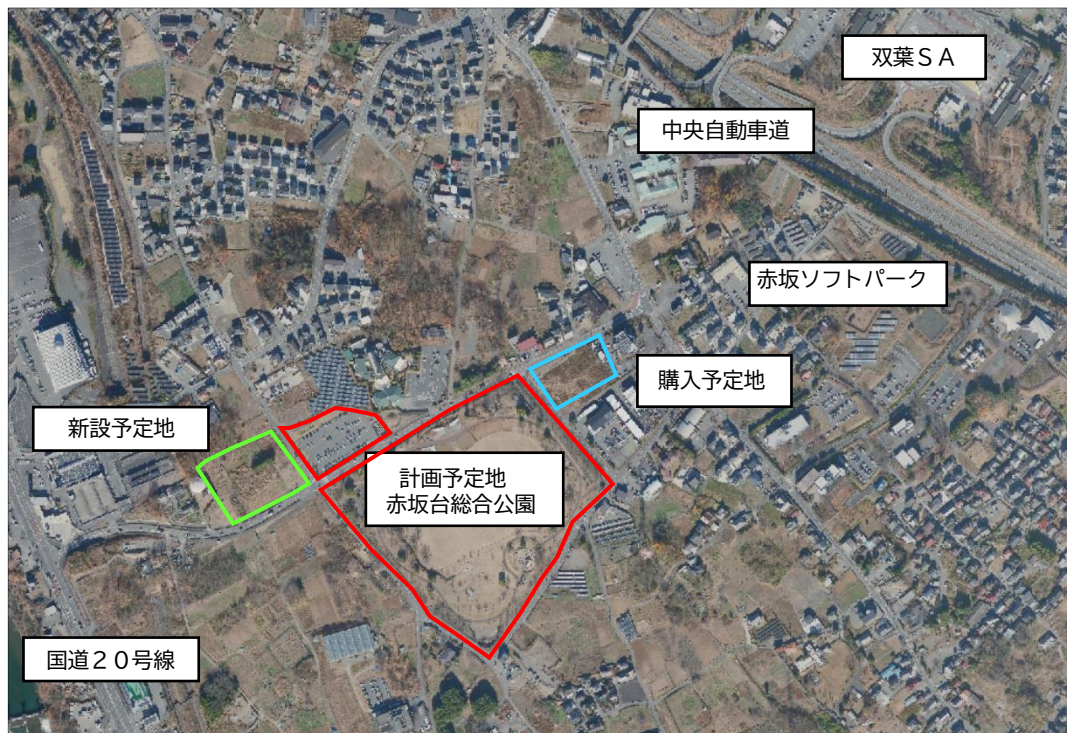


図 1.2.1 赤坂台総合公園 周辺航空写真

2. 上位計画・関連計画の概要

本市は、平成18年1月に「第1次甲斐市総合計画」を策定し、市の将来像として「緑と活力あふれる生活快適都市」を掲げ、その実現を目指しまちづくりを進めてきた。

本計画は「第2次甲斐市総合計画（後期基本計画）」に即すとともに、「甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）」をはじめとした、各種関連計画と整合を図り、公園整備について基本方針を定めるものである。

計画名	概要								
第2次 甲斐市総合計画 (平成28年3月) 後期基本計画 (令和2年3月)	将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」 1 まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化） 2 健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康） 3 美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち（都市・建設・交通・防災） 4 自然と生活が調和した環境を築くまち（環境） 5 交流と協働による未来を拓く活力あふれるまち（産業・行政） 基本目標3 美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち ■今後の施策の方向：①公園の整備 「公共施設等総合管理計画」の基本的方針を受け、公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な管理・整備を行います。 都市公園については、既設の都市公園、市立公園、その他の公園・広場等の配置状況を勘案し、身近に公園を持たない地区を対象に市民との協働により整備を図ります。 ■成果指標 <table><tr><th>達成目標指標</th><th>現状地 (平成30年度)</th><th>令和2年度 目標値</th><th>令和6年度 目標値</th></tr><tr><td>一人あたりの 都市公園面積</td><td>7.0 m²/人</td><td>7.2 m²/人</td><td>7.5 m²/人</td></tr></table> 総合戦略プロジェクト 【重点的な取組】都市公園・市立公園の整備、維持	達成目標指標	現状地 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値	一人あたりの 都市公園面積	7.0 m ² /人	7.2 m ² /人	7.5 m ² /人
達成目標指標	現状地 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値						
一人あたりの 都市公園面積	7.0 m ² /人	7.2 m ² /人	7.5 m ² /人						
第2期甲斐市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略 (令和2年)	基本目標1 安定した雇用を創出する産業振興 基本目標2 都市と自然の魅力を活かした定住促進 基本目標3 次世代育成のための包括的な支援 基本目標4 人がつながり活力を生み出すまちづくり (1) 既存公共資源を利用したまちづくりマネジメント支援 【重点的な取組】都市公園・市立公園の整備、維持								

甲斐市都市計画
マスタープラン
令和3年度改訂
(令和4年3月)

第3章全体構想

3-2 都市施設等の構想

(3) 公園・緑地

①公園緑地の基本的な考え方

本市の公園・緑地は、本市のシンボルとなっている赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）や敷島総合公園、玉幡公園（K a i ・ 遊 ・ パーク）、双葉水辺公園など、街区公園5か所、近隣公園7か所、地区公園2か所、総合公園2か所、運動公園2か所の計18か所の都市公園が整備されています。

【公園・緑地の基本的な考え方】

- ・良好な住環境の向上を目指し、本市における人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、生態系の維持・形成の場として、そして、災害・防災面も考慮し、既存施設の機能の充実を図ります。
- ・公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々や河川といった自然環境との連続性に配慮し、それらを結び付けることで、本市全体として自然環境が感じられるように努めます。

②公園緑地の構想

■人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設の機能の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、市街地内における身近な緑として、維持管理及び保全に取り組みます。

- ・運動公園として開設されている釜無川スポーツ公園（西八幡公園）総合公園として開設されている赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）、敷島総合公園は、市内外の人の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の拠点として、また、防災機能を有しているやはた公園と島上条公園は地域の防災拠点としての役割を担っているため、地域住民の理解と協力のもと、既存施設を有効に活用します。
- ・令和2年4月のやはた公園の開園により、市民（令和2年国勢調査）一人当たりの都市公園面積は7.3㎡となっていますが、引き続き、「第2次甲斐市総合計画」で定める目標値の達成に向け都市公園の整備を進めます。
- ・既存の公園・緑地、また、新たに整備する公園は、地域住民の理解と協力のもと、必要に応じて機能の更新を図り、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した園路・広場、トイレ、駐車場案内看板等のバリアフリー化など、利便性の向上を図ります。
- ・やはた公園、島上条公園、竜王中部公園では、避難生活に必要な設備などの災害に備えた防災公園として整備されており、今後とも、各公園への防災機能の拡充についても検討します。また、防災公園以外の公園にも、防災設備を整備し、新たに防災公園へ位置づけることを検討します。
- ・公園・緑地等の緑は、公共空間としてだけでなく、グリーンインフラとして、防災・減災、生物多様性保全、水循環の維持等の観点から、保全及び有効活用によるまちづくりに取り組みます。

第4章ゾーン別構想

4-2 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

(2) まちづくりの構想の設定

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- ・情報・IT系企業が集積する竜王赤坂ソフトパークの再集積化による工業系土地利用の有効利用を図るとともに、隣接する赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）との一体的な空間を形成することによって、周辺住宅地の居住環境との共生にも配慮した、働きやすい業務空間を形成します。

【様々な交流や賑わいのある空間の形成】

- ・信玄堤をはじめとする赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）、ワイナリー施設などの観光施設については、交流による地域の活性化を目指し、施設相互の結び付きや利用形態を考慮し、施設の機能充実や施設間連携ネットワーク形成の構築について検討します。

甲斐市 国土強靱化地域計画 (令和4年3月)	第6章 脆弱性評価と推進方針(目標1) 目標1 直接死を最大限防ぐ 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【重点】1-1-2 インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ■都市公園の整備 ・公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「甲斐市公園施設長寿命化計画」を平成29年3月に策定し、この計画に基づき、計画的な管理・修繕を行っている。 ・「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の管理・修繕を行う。 【重点】1-1-4 災害に強いまちづくりの推進 ■防災機能を備えた公園への見直し ・現在、都市公園のうち、「島上条公園」、「竜王中部公園」、「やはた公園」の3園を、防災公園として位置づけている。当該公園には、備蓄倉庫のほか、耐震性貯水槽、かまどベンチ、マンホールトイレ設置スペースなどが備えられている。防災公園に位置づけていない都市公園の多くは、現在、避難場所としての機能以外は有していないため、今後は防災機能を備えた公園として災害時に活用できるよう見直しを行う必要がある。 ・現在、防災機能を有していない都市公園、市立公園について、今後、関係部署と調整し、国や県の補助金、交付金等を活用しながら、必要な機能の追加整備を検討する。 1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 【重点】1-3-1 浸水被害等を防止する排水施設の整備 ■雨水・排水対策の充実 ・近年、ゲリラ豪雨と宅地開発の影響により、水位が急激に上昇し、水路や道路側溝の許容量を超え、道路冠水や住宅に浸水する箇所が増えている。また、水路の断面積の拡大を進めても、流下先が他市町村になるため、水路整備には期間・費用負担などの課題がある。そのため、小中学校や公園等の公共施設に雨水貯留浸透施設の整備を推進する必要がある。 ・推進方針 ゲリラ豪雨による道路冠水や住宅浸水を防ぐため、関係部署と連携し、公共施設にグラウンド貯留や雨水貯留浸透施設等の整備を検討する。
甲斐市地域防災計画 (令和5年3月)	本編 風水害・その他災害編 第2章 災害予防計画 第4節 防災施設・資機材の整備計画 第2 防災機能を備えた公園の整備 大規模災害に備え、一次避難地等としての機能を備えた公園(防災公園)を整備する。現在、市内の防災公園は3箇所整備済みであり山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「(仮称)篠原地区公園」については、一次避難地としての防災機能を備えた都市公園として整備を進めている。今後も、計画的に防災公園や防災機能を備えた公園の整備を進める。 (1) 備蓄倉庫等を備えた管理施設等の整備 大規模災害に対処するための防災資機材や非常食等を保管できる備蓄倉庫、救援物資集積所等に利用可能なホールを備えた施設を公園内に整備する。 (2) 芝生広場の整備 応急仮設住宅等の建設に対応できる芝生広場を整備する。 (3) その他施設の整備 大規模災害時に使用できるマンホールトイレの設置スペースやかまどベンチ等を整備する。

	地震編 第2章 災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第4節 市街地対策 第2節 公園の整備 公園や緑地は、市街地における緑のオープンスペースを確保し、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。 公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めた公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。 資料編 ■防災備蓄倉庫一覧 赤坂台総合公園防災備蓄倉庫 29.6 m² ■仮設住宅建設予定地 竜王地区 赤坂台総合公園 190 戸 ■飛行場外離着陸場等一覧 1 飛行場外離着陸場（航空法 79 条但し書き） 赤坂台総合公園 ■市内緊急輸送道路一覧（県指定） 2 第二次緊急輸送道路（市域） 市道 赤坂公園本線 国道 20 号交点～赤坂台病院
--	--

3. 条件整理

(1) 計画予定地の周辺概況

本公園は美しい自然景観と甲府盆地を一望できる高台に位置し、周辺には国道 20 号や中央自動車道双葉サービスエリア、竜王駅があるなど交通利便性の高い地域である。本市の人口は今後減少に向かうとされているが、現在は微増傾向にあり、本公園の周辺自治会の人口も同様に微増傾向にある。周辺地域が人々の生活拠点になっている他、付近には情報・IT産業が集積する竜王赤坂ソフトパークも立地するなど、様々な機能が集積されている地域である。

(2) 都市計画決定について

本公園に関する当初都市計画決定情報は次のとおりである。

都市計画区域　：甲府都市計画区域
 公園番号と名称：5・4・1号　赤坂台総合公園
 都市公園の種別：都市基幹公園（総合公園）
 都市計画決定日：平成7年8月21日
 計画決定面積　：約 8.1ha　（内供用済面積：7.31ha）

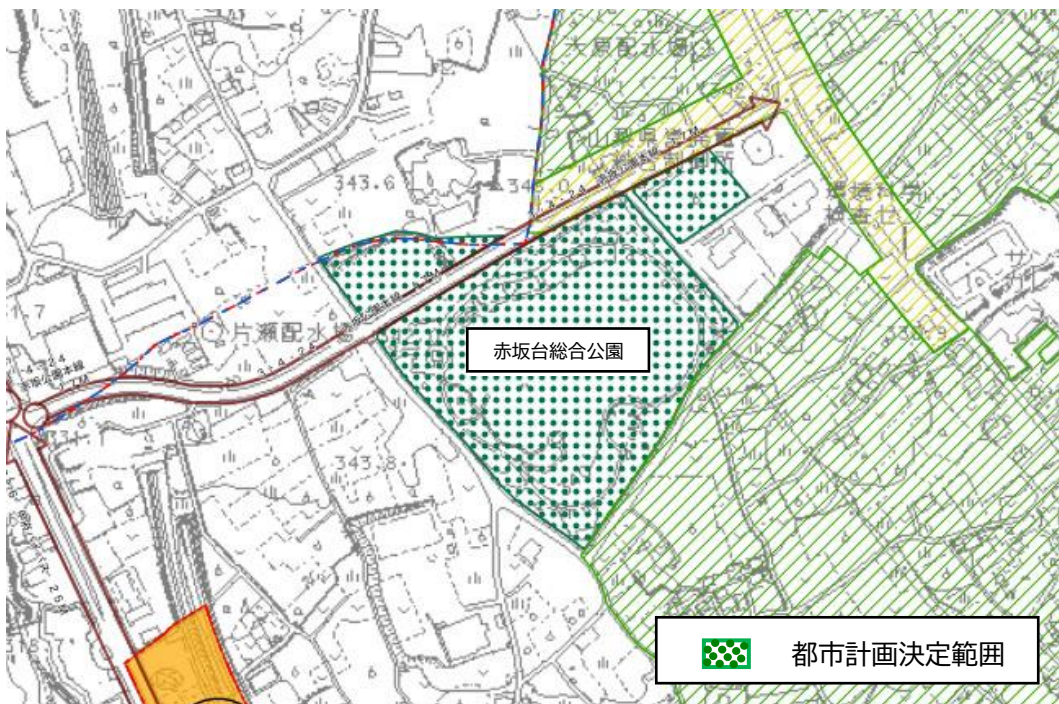
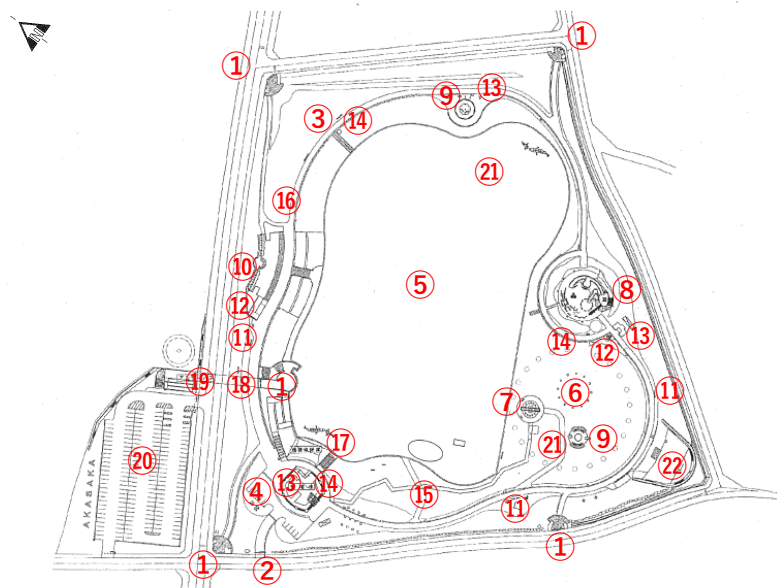


図 3.2.1 都市計画総括図（赤坂台総合公園周辺抜粋）

(3) 公園の現況

本公園の主な既存施設は次のとおりである。

①入口（展望塔付近） 	①入口（公園北側） 	①入口（公園西側） 	①入口（公園東側） 	②車両入口 
③広場 	④展望塔 	⑤芝生広場 	⑥ピクニック広場 	⑦噴水 
⑧アースワーク広場 	⑧アースワーク広場 	⑨バーゴラ（公園東側） 	⑨バーゴラ（幼児広場） 	⑩ステージ広場 
⑪ベンチ 	⑫手洗い・水飲み場 	⑬トイレ（公園東側） 	⑬トイレ（アースワーク広場付近） 	⑭時計（アースワーク広場付近） 
⑮森の回廊 	⑯園路 	⑰倉庫 	⑱アンダーパス 	⑲防災備蓄倉庫 
⑳駐車場 	㉑貯水槽 	㉒調整池 		



① 入口	公園広場への歩行者用進入口。 公園外周部に4箇所、駐車場と広場を結ぶアンダーパスの全5箇所。
② 車両入口	緊急車両の進入のために設けられているもの。 普段は施錠をして一般の来園者は進入ができないようになっている。
③ 広場	公園主要部分。遊具や修景施設等をはじめ様々な公園施設がある。
④ 展望塔	本公園のシンボルともいえる施設。一階部分には管理事務所と展示室がある。
⑤ 芝生広場	公園中央部に位置する、約2.5haの面積の多目的広場。 散水機能（スプリンクラー）の設置あり。
⑥ ピクニック広場	公園南部に位置する、約0.6haほどの広場。 徒渉池（噴水）や、幼児広場（砂場）などが設置されている。
⑦ 噴水	ピクニック広場内に設置されている。
⑧ アースワーク広場	公園南部に位置する、約0.2haほどの広場。 遊具などが設置されているエリア。
⑨ バーゴラ	休憩施設として、公園東側と幼児広場に設置されている。
⑩ ステージ広場	公園北部に設置されている。
⑪ ベンチ	園内複数箇所に設置されている。

⑫ 手洗い・水飲み場	園内複数箇所に設置されている。
⑬ トイレ	展望塔下、アースワーク広場付近、公園東側の3箇所に設置されている。うち公園東側に設置されているものはバイオトイレ。
⑭ 時計	公園北側、アースワーク広場付近、展望塔の3箇所に設置されている。
⑮ 森の回廊	公園西側に位置し、展望塔からピクニック広場を結ぶように回廊が設置されている。
⑯ 園路	広場を1周囲み、各入口付近のアクセス広場に接続するように設置されている。ゴムチップ舗装が施されている。
⑰ 倉庫	展望塔付近に設置されている。
⑱ アンダーパス	駐車場と広場をつなぐ地下通路が整備されている。 駐車場からは階段またはスロープで降りられるようになっている。
⑲ 防災備蓄倉庫	アンダーパス内に設置されている。 通路内の空間を圧迫してしまっているほか、一部照明機能を阻害してしまっている状況である。
⑳ 駐車場	176台（うち6台障がい者用）駐車可能。 アンダーパスに降りるための階段及びスロープを併設している。
㉑ 貯水槽	各種用水をためるための施設。
㉒ 調整池	公園南部に設置されている。雨水を一時的にとどめて流出量を調整する施設。

(4) 公園利用実績

本公園は甲斐市のシンボルともなっており、日頃より市内外を問わず多くの利用者に親しまれている。また、本公園は本市が例年春に開催しているサクラまつりの会場にも使われており、当日は多くの参加者で賑わっている。

令和2年から令和5年の本公園の年間利用者数の推移は次のとおりである。

	利用者数(開放時間中)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	7,495	7,450	6,210	4,110
5月	6,900	6,670	6,394	4,030
6月	4,140	5,440	4,880	3,340
7月	4,540	4,110	2,545	2,350
8月	4,640	3,470	2,225	2,100
9月	5,530	3,910	2,460	2,600
10月	6,550	5,920	3,690	3,890
11月	7,250	6,490	4,430	4,010
12月	5,850	4,410	2,780	2,850
1月	5,540	5,510	3,640	3,250
2月	6,600	4,740	3,380	2,290
3月	8,090	7,255	5,780	3,225
合 計	73,125	65,375	48,414	38,045
月平均	6,093.8	5,447.9	4,035	3,170

△表 3.3.1 赤坂台総合公園月別利用者数 ▽表 3.3.2 赤坂台総合公園年別別利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	年平均
年間利用者数	73,125	65,375	48,414	38,045	224,959	56239.8

(5) 周辺人口

人口減少社会にある中で、本市においても将来的にある程度の人口減少が推計されているが、現状本市の人口は微増傾向にある。本公園を中心として半径約1 km圏内にかかる16自治会のうち、自治会区域の50%以上がこの圏域に含まれる12自治会の人口について、これを本公園周辺人口として定義すると、周辺人口も市と同様に微増傾向にある。該当自治会と周辺人口の推移については次のとおりである。

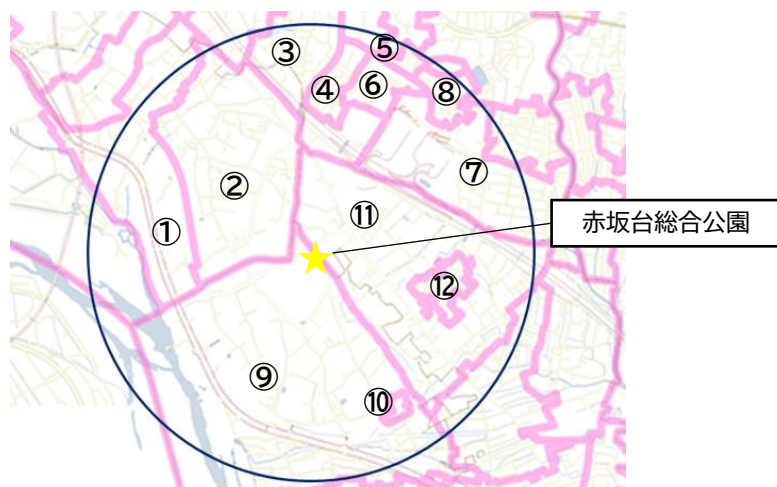


図 3.4.1 周辺自治会区域図

		H21.3	H26.3	R1.3	R6.3	増減
①	寺町	239	216	216	203	△ 36
②	横町	689	895	1,187	1,435	746
③	高山台	596	614	667	637	41
④	萌黄の街	197	309	324	299	102
⑤	藍色の街	135	152	158	135	0
⑥	杏色の街	255	267	246	222	△ 33
⑦	希望ヶ丘	872	887	925	995	123
⑧	桃花の街	308	306	288	261	△ 47
⑨	竜王1区	923	920	898	971	48
⑩	竜王4区	1,268	1,269	1,256	1,311	43
⑪	竜王新町1区	925	909	943	1,163	238
⑫	竜王新町2区	315	308	310	298	△ 17
計		6,722	7,052	7,418	7,930	1208

表 3.4.1 周辺人口推移（出典：甲斐市人口統計資料）

(6) 防災上の役割

一般的に災害時に都市公園に求められる役割としては、避難者の受け入れをはじめとして、火災の延焼防止、救護活動や復旧・復興にかかる活動拠点となることなどがあげられる。

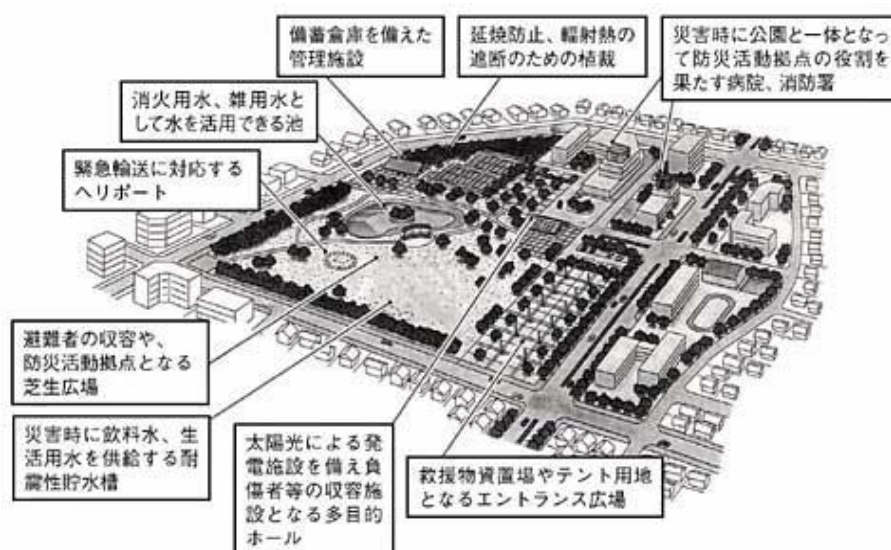


図 3.5.1 防災公園のイメージ 出典：「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP」より

現在本公園は「甲斐市地域防災計画」（以下、地域防災計画）において、仮設住宅建設予定地¹（190 戸）及び飛行場外離着陸場²として位置づけられている。

公園機能としては、発災時に緊急避難場所として利用可能な広場があるほか、防災備蓄倉庫も設置されている。また、公園北側を通る市道赤坂公園本線は第二次緊急輸送道路に指定されている。

本公園は緊急避難の場や、仮設住宅での避難生活の用に供する場としての利用が予想されるほか、周辺交通利便性の高さや立地条件から周辺地域の災害対応活動拠点として利用される可能性もある。

¹ 仮設住宅とは、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住居がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して行政から貸与されるもののことであり、仮設住宅建設予定地とは、その建設が予定されている場所のこと。

² 航空機が飛行場以外の場所において離陸し、又は着陸する場合に用いる場所のこと。ここでは、災害発生時に救援活動を行う場合などに利用されることを想定している。

(7) 災害リスク分析

本公園に防災機能の拡充を行うにあたり、必要な防災機能の検討のため、本公園周辺にて想定される災害リスクについて分析を行う。分析にあたっては、「甲斐市立地適正化計画」にて検討が行われた市内全域の災害リスク分析に基づき、本公園周辺の災害リスクについて確認を行う。

① 洪水浸水によるリスク（浸水深）

洪水による浸水リスクは、L 1（計画規模降雨）とL 2（想定最大規模降雨）で想定されているが、本公園はいずれの想定でも浸水の可能性はないエリアに立地している。

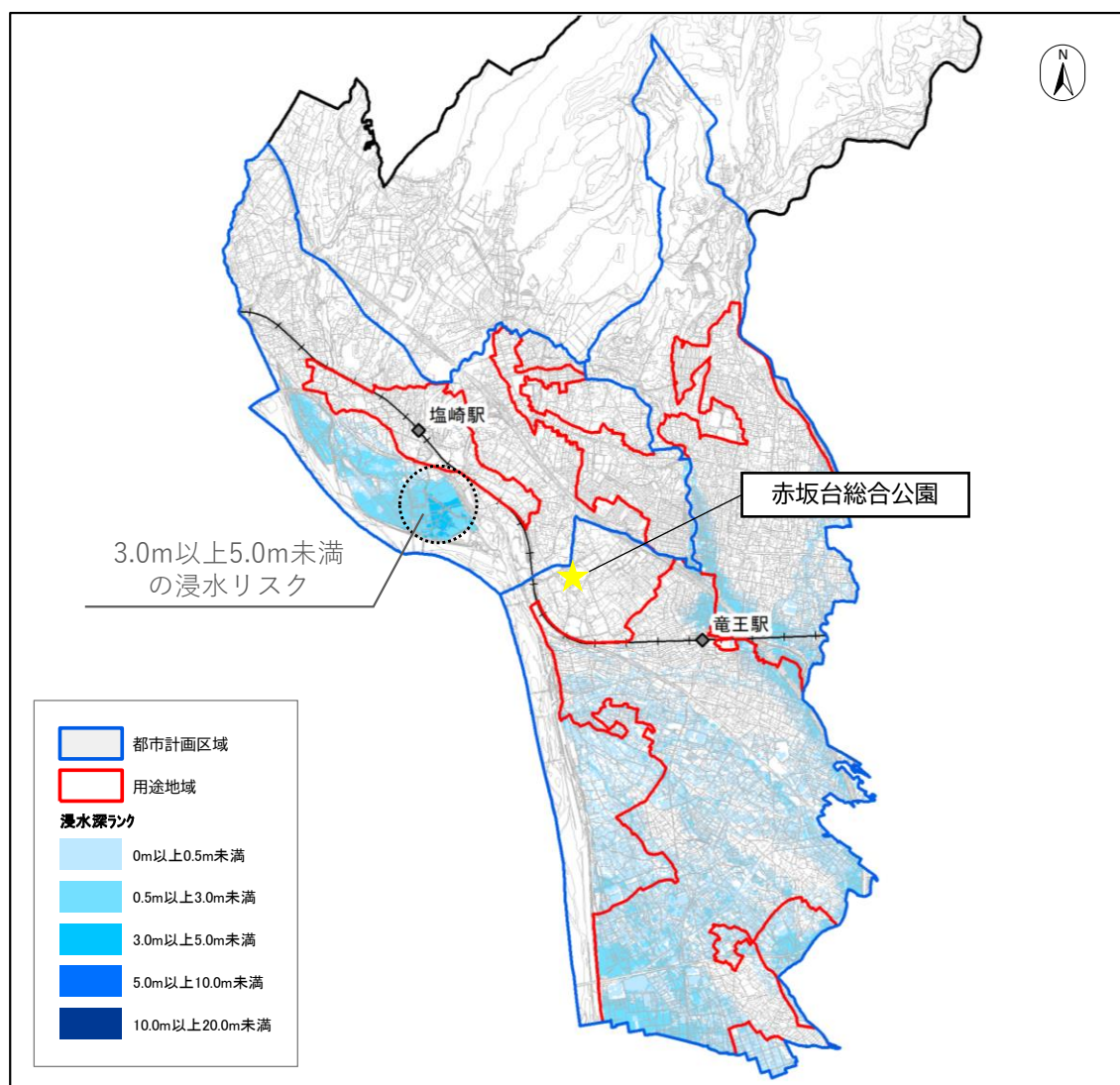


図 3.6.1 L 1：計画規模降雨（100年に1回程度） 出典：甲斐市立地適正化計画

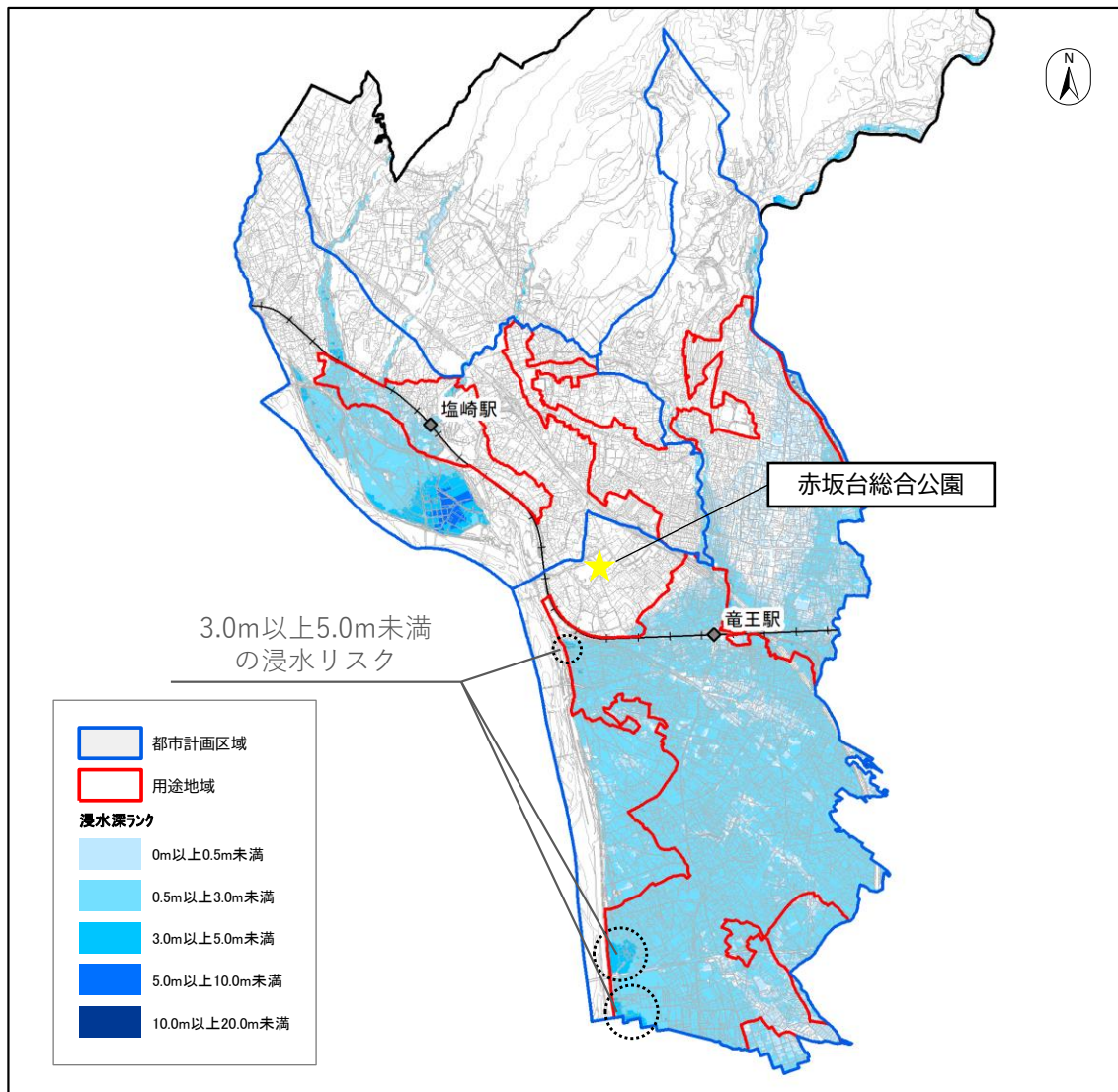


図 3.6.2 L 2：想定最大規模降雨（1,000 年に 1 回程度） 出典：甲斐市立地適正化計画

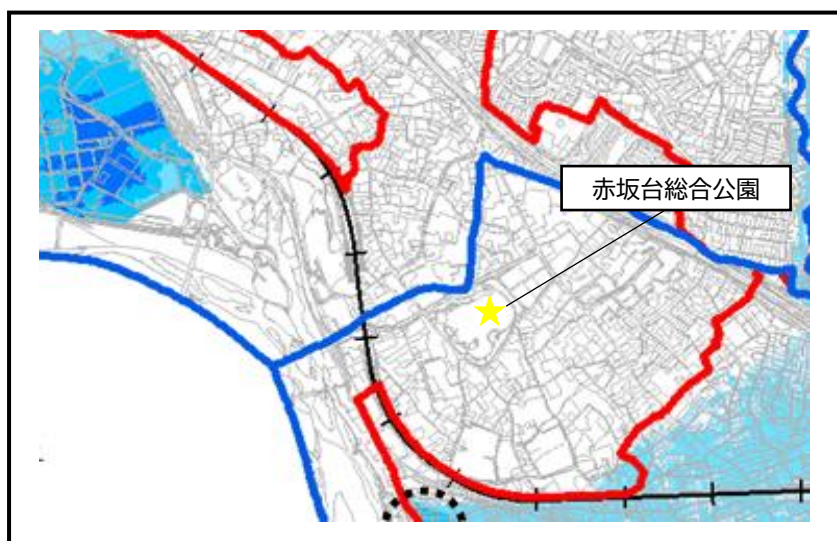


図 3.6.3
L 2：想定最大規模降雨
赤坂台総合公園
周辺拡大図

② 地震によるリスク

地震によるリスク分析では揺れやすさと液状化リスクの分析を行っている。
揺れやすさの分析では本公園周辺は震度 6 弱程度の揺れが予想されており、液状化リスクの分析では液状化危険性は極めて低いものと予想されている。

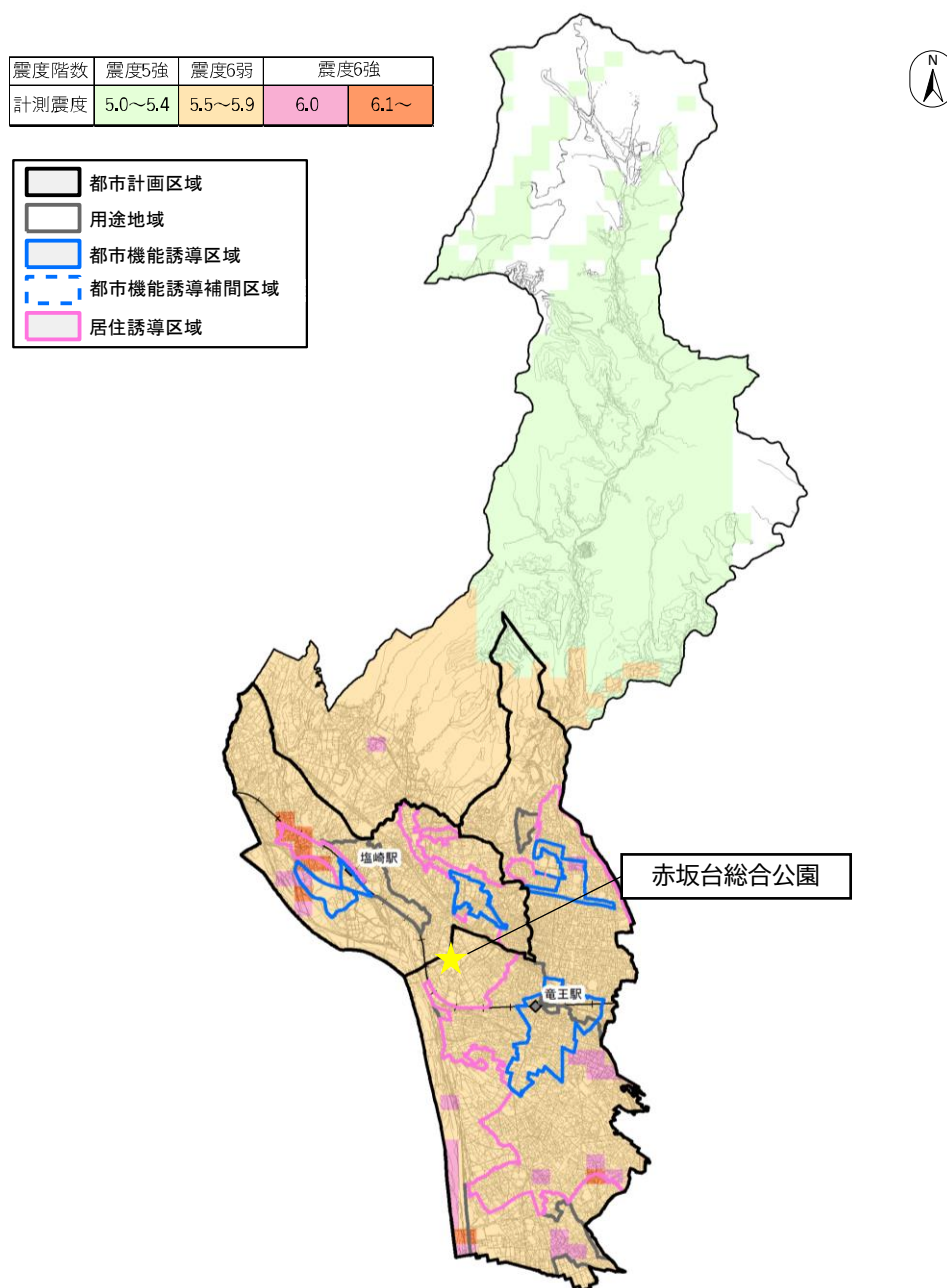


図 3.6.4 地震による揺れやすさ（南外トラフ東側ケース）

出典：甲斐市立地適正化計画

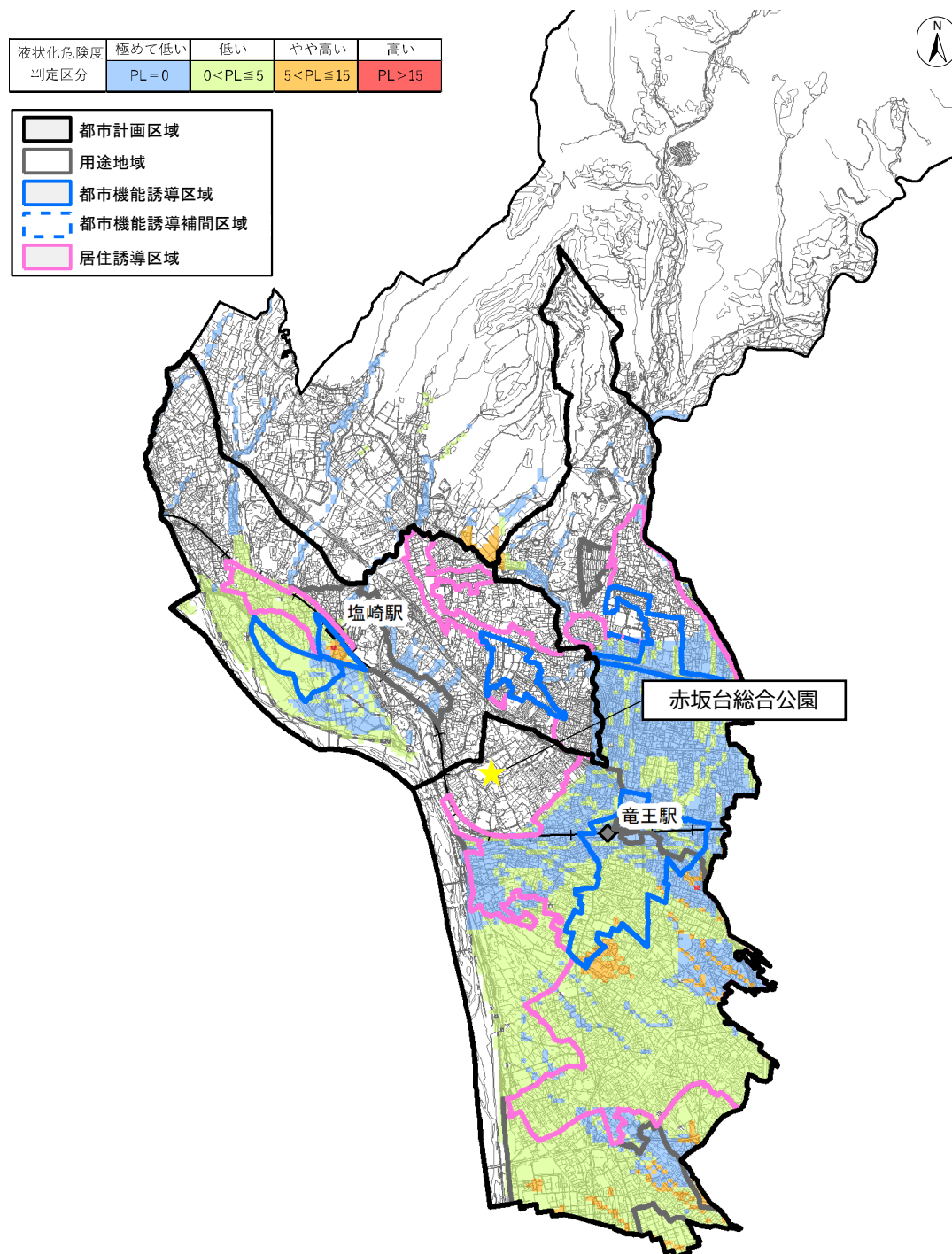


図 3.6.5 液状化のリスク（南海トラフ東側ケース）

出典：甲斐市立地適正化計画

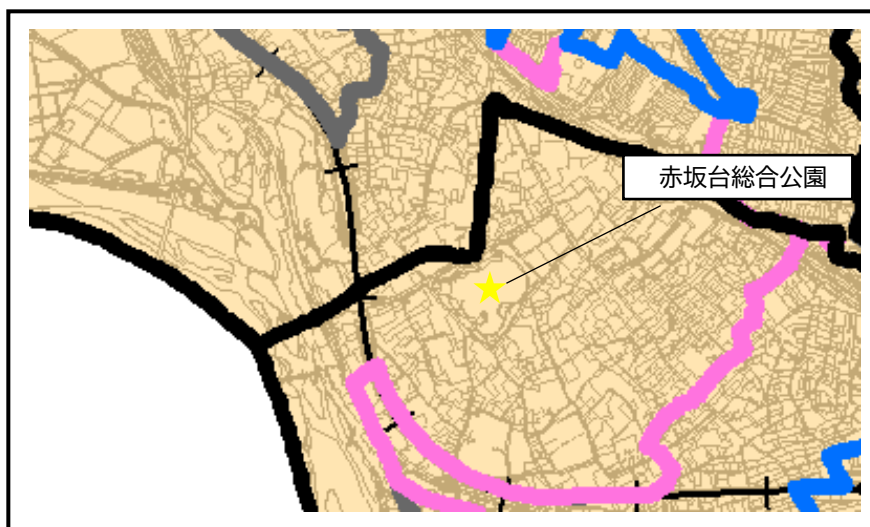


図 3.6.6 地震による揺れやすさ（赤坂台総合公園周辺拡大図）

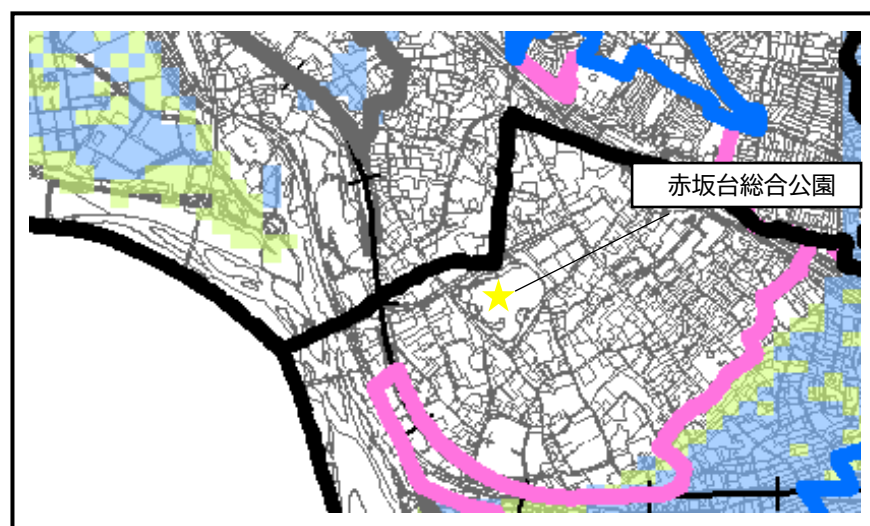


図 3.6.7 液状化のリスク（赤坂台総合公園周辺拡大図）

(8) 防災関連施設の分布

市全体では防災公園は3箇所、指定避難所は22箇所、防災備蓄倉庫は6箇所
に設けられている。また、市内にある病院のうち、3箇所が地域災害支援病院
として指定されており、道路については市内の国道・主要地方道、及び一部市
道が緊急輸送道路³に指定されている。

① 洪水浸水によるリスク×防災関連施設

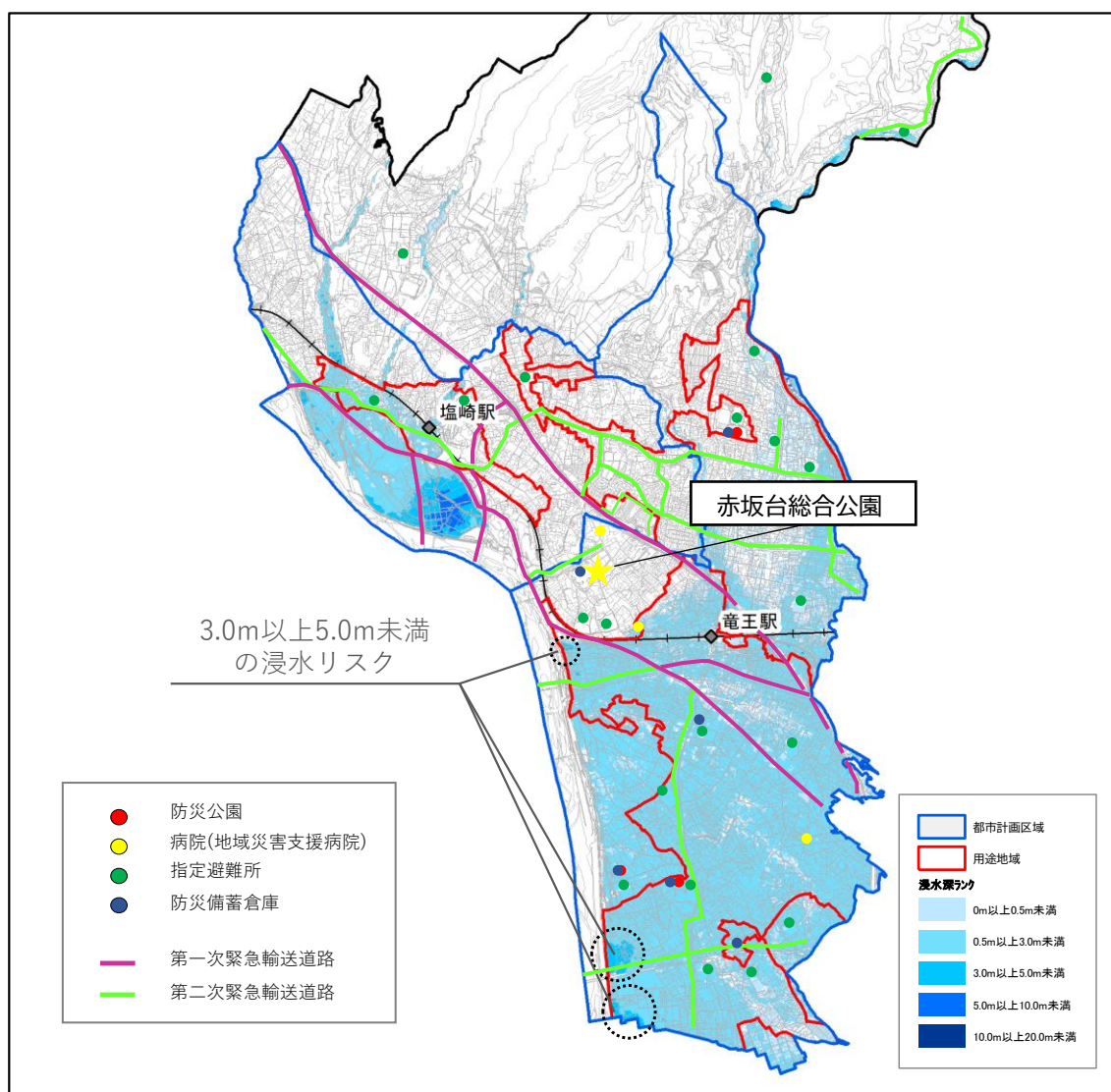


図 3.7.1 洪水浸水リスク分析（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

³ 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線のこと。

② 地震によるリスク×防災関連施設

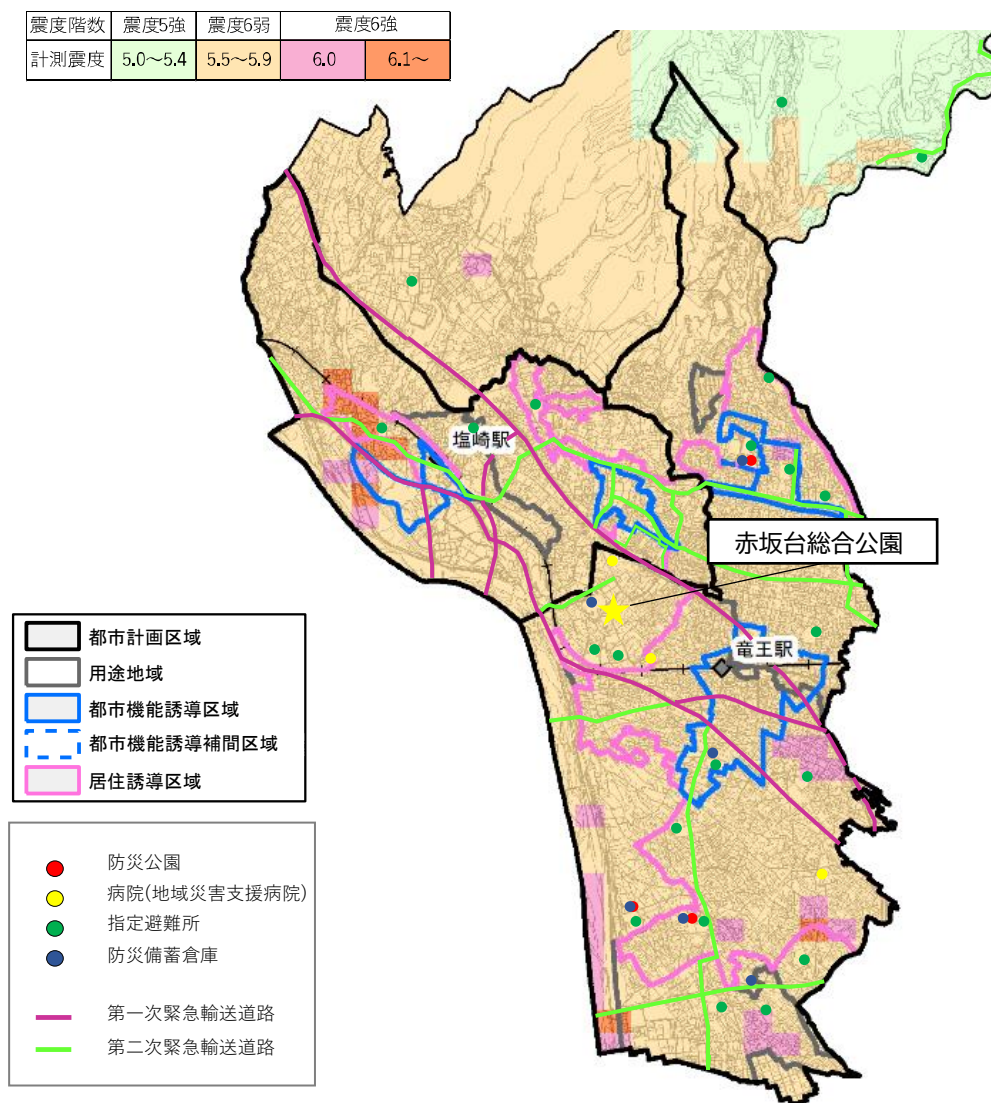


図 3.7.2 地震による揺れやすさ（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

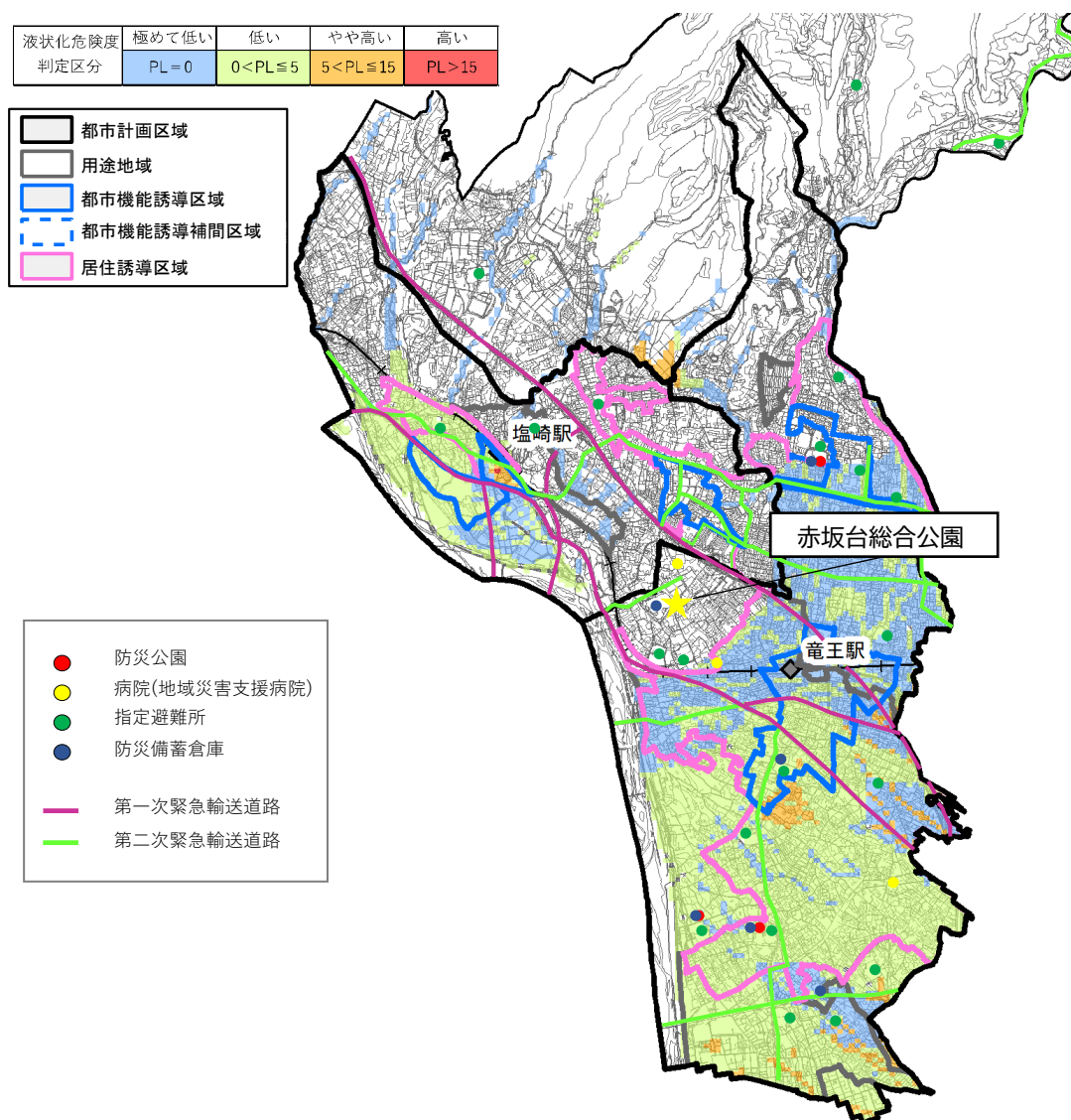


図 3.7.3 液状化のリスク（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

	施設数	浸水リスク	揺れやすさ	液状化リスク
		浸水区域内	震度 6 強以上	やや高い以上
防災公園	3	2	0	0
病院（地域災害支援病院）	3	2	0	0
指定避難所	22	12	2	0
防災備蓄倉庫	6	4	0	0

表 3.7.1 各リスクと該当防災関連施設数

(9) 避難想定

本公園に防災機能の拡充を行うにあたり、本公園が備えておくことが望ましい避難面積の算出を行うため、本公園における避難圏域の想定と、その圏域内人口から想定避難者数と必要な有効避難面積の試算を行う。なお、この想定は前述の面積算出のためのものであり、実際の避難計画とは異なる。

① 本公園の有効避難面積と収容可能人数

本公園の有効避難面積については、次のとおりである。

■ 有効避難面積	約 40,000 m ²
内 広場	36,000 m ²
駐車場	4,000 m ²

※広場面積とは園路より内側にある芝生広場、アースワーク広場、ピクニック広場、森の回廊付近の合計面積のことを指す

※駐車場面積とは植栽部及び階段・スロープ部分の面積を除いたものを指す

「(改訂版) 防災公園技術ハンドブック」(以下、ハンドブックという)では公園内の有効避難面積は 50%～70%程度と想定されている。本公園の有効避難面積を上のとおりとすると、供用済面積に対して約 55%となっている。

次に、収容可能人数については「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)」(以下、ガイドラインという)の用途別の必要規模を参考に算出する。今回の想定では一時的な緊急避難の場としての想定を行う。これについてガイドラインでは、一人あたりの必要避難地面積について、最低 1 m²以上としている。しかし、この場合、避難者が避難地内部で動き回る余地がほとんどなく、これでは少しの混乱も吸収する余裕がないと考えられるため、ある程度余裕ある行動がとれるよう一人あたりの面積について 2 m²以上確保することが望ましいとされている。これらのことから、一人あたり面積 2 m²の避難場所として想定した場合の収容可能人数について次のとおり示す。

■ 収容可能人数

有効避難面積 ÷ 一人あたりの必要避難スペース

一人あたりの必要避難スペース

2 m²/人の場合

40,000 m² ÷ 2 m²/人 = **20,000 人**

② 避難圏域の想定と圏域内自治会人口

ガイドラインでは関東大震災における要因別死者発生状況から、実質的な避難時間は1時間程度と想定しており、避難時の歩行速度については、子どもや高齢者も含まれることや非常時であることを加味して、一般的な歩行速度である4km/時の半分の2km/時程度として想定している。この想定を利用すると、実質的な避難時間であると想定される1時間以内に避難可能な距離は、2km程度となる。また、ガイドラインによると高齢者と子どもの歩行限界についても約2kmとされている。これらのことを踏まえ、半径約2kmにかかっている自治会エリアを避難圏域として想定し、その人口を圏域人口と仮定する。

圏域人口となる2km圏域内にある自治会ごとの人口は次のとおりである。

1	竜王 1 区	971	14	富竹新田 1 区	883	27	大久保	157	41	杏色の街	222
2	竜王 2 区	725	15	名取区	1,095	28	天狗沢	679	42	萌黄の街	299
3	竜王 3 区	1,215	16	西町	854	29	境南	588	43	双葉響が丘団地	212
4	竜王 4 区	1,311	17	大栄	1,324	30	寺町	203	44	滝坂	644
5	竜王新町 1 区	1,163	18	事業団	106	31	横町	1,435	45	大屋敷	651
6	竜王新町 2 区	298	19	松島団地	634	32	双葉仲町	213	46	下宿	248
7	竜王新町 3 区	1,411	20	さつき野	396	33	上町	216	47	上宿	298
8	竜王新町 4 区	888	21	町屋	373	34	富士見台	315	48	高山台	637
9	竜王新町 5 区	567	22	町屋南	243	35	緑ヶ丘	87	49	双葉堅町	815
10	竜王新町 6 区	507	23	敷島新町	1,263	36	つくし野	203	50	大埜	862
11	竜王新町 7 区	55	24	大下条西	1,419	37	登美団地	421	51	高原団地	1,226
12	竜王仲町区	207	25	大下条東	1,670	38	希望ヶ丘	995	52	双葉新町	367
13	上篠原区	1,359	26	大下条南	225	39	桃花の街	261	53	旭台	344
						40	藍色の街	135	54	田畑	637
表 3.8.1 圏域内自治体人口（出典：甲斐市人口統計資料）									計	34,532	

表 3.8.1 圏域内自治会人口（出典：甲斐市人口統計資料）

圏域人口について、ハンドブックでは昼間人口⁴が夜間人口⁵を上回る場合は昼間人口を採用することとあるが、令和2年度の国勢調査によると、本市は夜間人口の方が多いため、夜間人口を圏域人口として採用する。

夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
75,313	58,828	78.11135

表 3.8.2 昼夜間人口と人口比率

（出典：令和2年国勢調査）

⁴ 常住人口に他の地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）と他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を加減算したもの。

⁵ 常住人口のこと。ある地域に定住している人口のこと。

③ 想定避難者数と必要避難面積

本公園の有効避難面積と避難圏域人口を参考に想定避難者数とそれに基づく必要避難面積の算出を行う。

国が行った平成 30 年 7 月豪雨災害（西日本豪雨）の被災住民に対するアンケート結果では、回答者の 9 割が何らかの手段で避難勧告を認識し、その内 4 割程度の被災者が実際に避難を行ったと回答している。令和元年台風 19 号災害にかかるものでは、回答者の 4 割程度が自宅での垂直避難を含む何らかの避難行動をとったと回答している。熊本地震災害にかかるものでは、回答者の 7 割程度が避難を行ったと回答している。地震防災対策の現状調査にかかる住民アンケートでは自宅が津波による浸水が想定されているエリアに住む回答者のうち、8 割以上が何らかの避難行動をとると回答している。これらを参考に、圏域内人口のうち 6 割から 7 割程度が避難行動をとると仮定すると、想定される避難者数と受け入れに要する避難面積は次のとおりである。

有効避難面積	避難可能人数	圏域人口
	1人/2㎡	
40,000 ㎡	20,000 人	34,532 人

	想定人数	必要面積	不足面積
圏域人口×60%	20,720 人	41,440 ㎡	△ 1,440 ㎡
圏域人口×70%	24,173 人	48,346 ㎡	△ 8,346 ㎡

表 3.8.3 想定避難者数と必要避難面積

上の表を参照すると、圏域人口のうち 6 割が避難してくると想定した場合については約 1,500 ㎡程度有効避難面積が不足し、7 割が避難してくると想定した場合については、約 8,400 ㎡程度有効避難面積が不足する。

(10) 現状の課題と方針

計画予定地、及び市内の状況などから抽出される課題とそれぞれの検討方針は次のとおりである。

① 有効避難面積に関すること

前項にて行った避難想定からは、既存施設のみでは避難面積が不足していることになる。実際にどれだけの人数を受け入れることになるかは定かではないが、都市公園の果たす役割の一つとして、避難想定程度の避難者数を受け入れられるようなスペースを確保できることが望ましい。また、市内南部の多くは浸水想定エリアに含まれていることから、水害時は高台である本公園付近は避難地として適した場所であると言え、多くの避難者が避難してくる可能性もある。そのような事態に陥った際に避難スペースの提供が行えるよう、有効避難面積の拡大に向けて検討を行う。

② 公園内防災備蓄倉庫に関すること

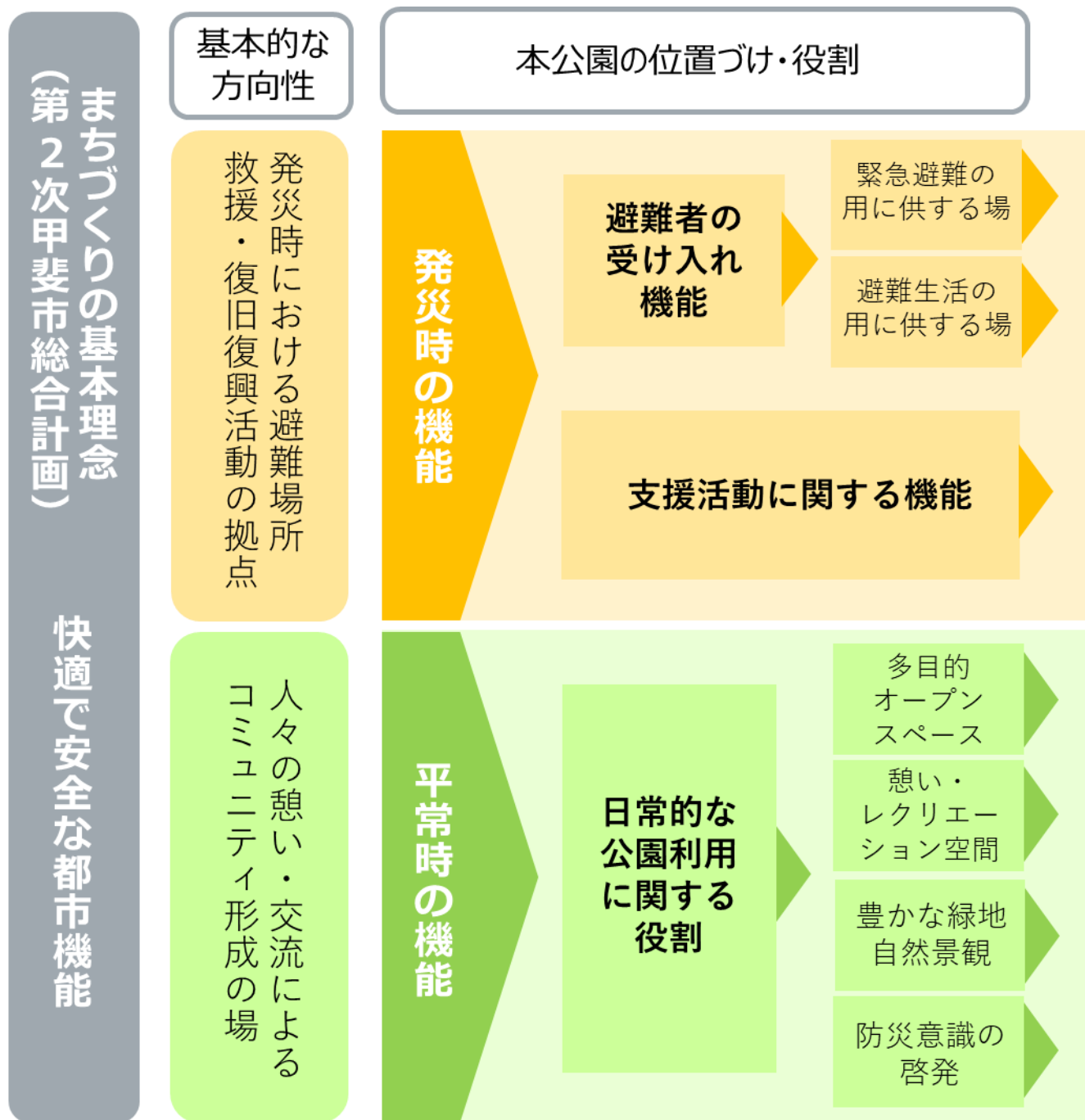
現在防災備蓄倉庫は、公園の駐車場と広場を結ぶアンダーパス内に設置されている。備蓄倉庫の設置によりアンダーパス内の歩行空間を圧迫してしまっている他、倉庫があることにより見通し不良になってしまっている。また照明機能を一部阻害してしまっていることから、薄暗い通路になってしまっている。利用者の通行における安全確保の観点や、防犯上の観点などから考えると、現状の設置場所・設置方法は適切ではないと言える。これらのことを踏まえて、適切な設置場所・設置方法への見直しを検討する。

③ 市内防災備蓄倉庫に関すること

市内に設置されている防災備蓄倉庫は全6箇所だが、その内4箇所については、浸水想定エリア内に立地している。市内最大規模の倉庫についてもこれに含まれることから、万が一浸水した場合には分配できる物資が大幅に不足する可能性もあるため、水害時に備えて、浸水想定エリア外にある程度の規模の防災備蓄倉庫を備えてあることが望ましい。本公園がすでに防災備蓄倉庫の設置場所となっていることや、浸水想定エリアに含まれていないことから、本公園がその設置場所の候補として適しているため、前述の懸念事項を踏まえた防災備蓄倉庫の設置を検討する。

4. 整備に向けた基本方針

上位・関連計画や、計画予定地の周辺状況や課題などを踏まえ、公園整備に向けた基本的な方針を次のとおりとする。



必要な機能と公園施設の検討

災害による被害の軽減
安全な避難スペース
など

各種活動に対応する
安全な活動スペース
など

入口、外周形態
広場、園路、植栽
標識、非常用トイレ
非常用電源、非常用照明
防災備蓄倉庫 など

オープンスペース
遊戯スペース
植樹・植栽など

既存施設の維持・管理
緑地の保全・推進

ゾーニング・動線計画

5. 発災時機能・施設の検討

(1) 防災公園の種類と本公園の位置づけ

防災公園とは「地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害時、または水害時において国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路等としての役割をもつ都市公園」としてガイドラインにて解説されている。

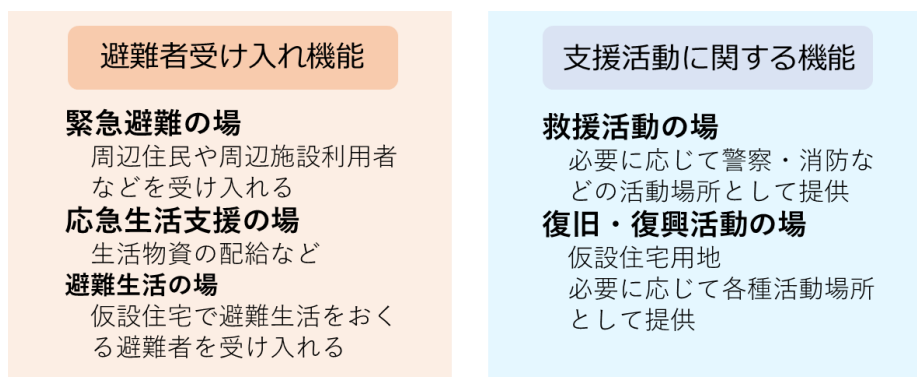
種類	役割	公園種別	面積要件
防災公園			
広域防災拠点の機能を有する都市公園	大震災等の災害発生時において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園 など	おおむね50ha以上
地域防災拠点の機能を有する都市公園	災害発生時において、救護救援活動の前線基地、復旧資機材や生活物資の中継基地となる	都市基幹公園 など	おおむね10ha以上
広域避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害発生時において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 など	10ha以上
一次避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害発生時において、主として近隣の住民の一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 など	おおむね1ha以上
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道 など	幅員10m以上
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園			
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	大震災等の災害発生時において、主として身近な防災活動の拠点となる	街区公園 など	500㎡以上

表 5.1.1 防災公園等の種類

本公園の公園種別は都市基幹公園（総合公園）で、計画面積は約 8.1ha である。公園種別からは地域防災拠点、または広域避難地の機能を有する都市公園に該当するが、面積要件については、一次避難地の機能を有する都市公園に該当する。本公園の機能想定としては、本計画内「3. 条件整理」や「4. 整備に向けた基本方針」の内容を踏まえ、地域防災拠点及び広域避難地に類する利用の可能性も考慮した、防災機能を有する公園として位置づける。

(2) 本公園に求められる機能

本公園が想定する災害時の利用にあたって、求められる機能は次のとおりである。



(3) 災害時の時間経過に伴う利用の変化

実際の災害発生時には、周辺に分布する指定避難所などをはじめとした防災関連施設と役割分担をしながら避難者の受け入れなどを行っていく。本公園において予想される利用方法と、経過時間に伴う変化は次のとおりである。

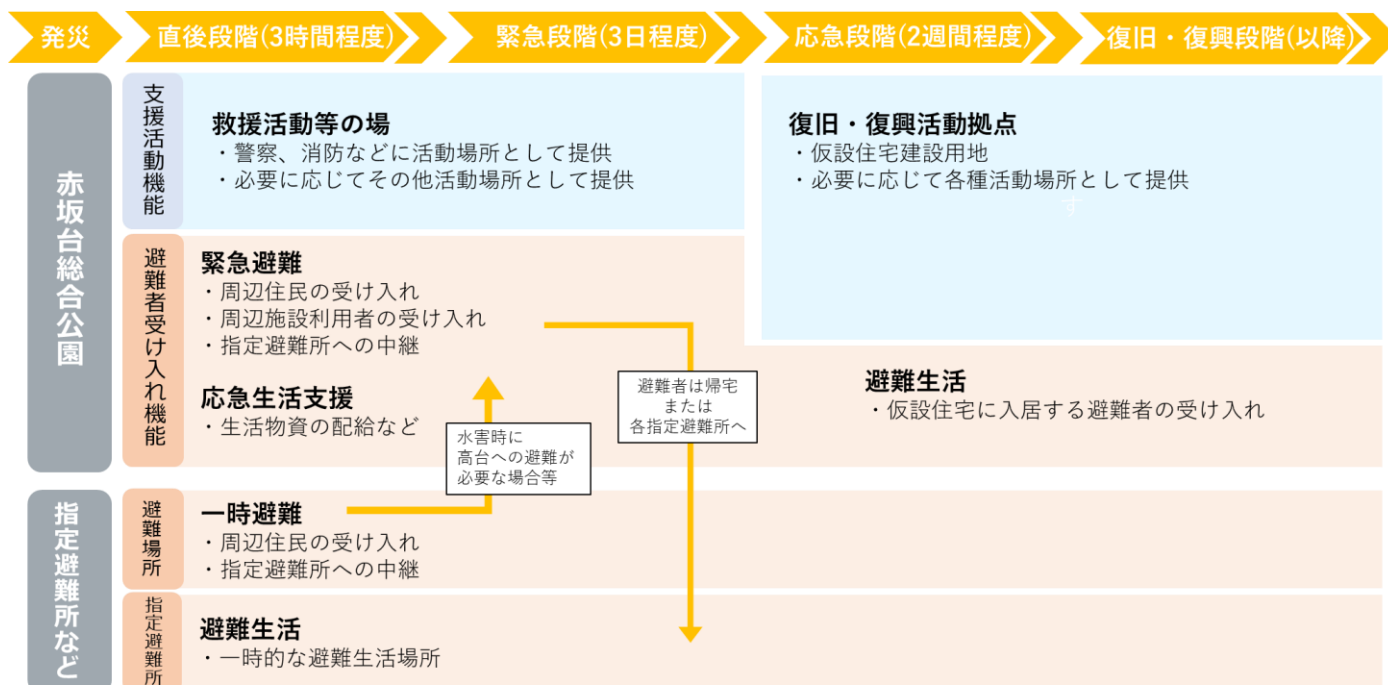


図 5.3.1 災害時の時間経過に伴う赤坂台総合公園の利用方法の変化

(4) 一般的な防災機能と関連施設

本公園に導入する防災機能を検討するにあたり、ガイドラインにて想定されている一般的な防災機能と、防災関連公園施設、及びその他防災活用公園施設について次のとおり示す。

① 防災機能

災害時に求められる一般的な機能としては、次のことが考えられる。

機能	概要
避難 (一時退避、一時的避難及び広域避難)	市街地延焼火災、津波、洪水、家屋の消失や倒壊等により、避難を必要とする場合の一時的避難や広域避難、避難路、発災直後の一時退避
災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上	市街地火災等の延焼防止や遅延、津波の減衰、及び避難スペース(避難広場等)の避難者を延焼火災の輻射熱から守り、避難地としての安全性を向上させる
情報の収集と伝達	警報や予報等の災害発生前の情報伝達、災害時の災害状況や被害状況、避難、安否、救助・救援、緊急・応急物資、及び生活関連の各種情報の伝達や収集。また、救援活動等の指揮・調整に係る情報収集と伝達
消防・救援、医療・救護活動の支援	消防機関等や地域住民による救助活動、防火・消火活動、医療・救護活動等の支援
避難及び一時的避難生活の支援	避難生活に必要な飲料水や生活用水他の雑用水、非常用トイレ、照明・エネルギー、食料、生活用品、生活用資機材、一時的避難生活スペース、及び一時的避難生活や応急生活支援スペース等の提供
防疫・清掃活動の支援	検水や消毒等の防疫活動、清掃活動、ごみ処理やし尿処理活動等の支援
復旧活動の支援	仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、がれき等の一時置場等の提供
各種輸送のための支援	救助や救援等に必要な物資や資機材、人員の輸送の拠点や中継地スペース、緊急用ヘリポート等の提供
徒歩帰宅等の支援	徒歩帰宅等に必要な、飲料水やトイレ、情報等の提供や、帰宅困難者等のための一時滞在スペースの提供

表 5.4.1 災害時に求められる機能

② 防災関連公園施設

都市公園における一般的な防災関連公園施設は、次のとおりである。

防災関連公園施設等	災害時における機能、用途等
園路、広場他	
① 入口形態（整備形態）	公園内への避難や諸活動時の入口として、避難者や緊急車両等に対応できる整備形態
② 外周形態（整備形態）	緊急避難時の公園への入口からの進入や公園外周道路等の避難時の安全性の向上等に対応できる整備形態
③ 広場	市街地火災時等の安全性が確保、考慮された避難広場や一時避難場所 諸活動時の利用に対応できる規模や性能をもつスペース
④ 園路	避難や諸活動時の動線として、避難者や緊急車両等の通行に対応できる園路
⑤ ヘリポート	消防救援、医療・救護、各種物資輸送等のための緊急用ヘリポート
植栽	
⑥ 植栽（防火樹林帯）	市街地火災等における延焼遅延や防止、避難広場等の安全確保のための植栽
水関連施設	
⑦ 耐震性貯水槽	飲料用水、防火・消火用水、生活用水等様々な用途のための水を貯蓄
⑧ 非常用井戸	生活用水、その他様々な利用を想定する 井戸ポンプ設置の場合は非常用電源が必要
⑨ 水施設（池、水流等）	防火・消火用水、生活用水等様々な用途のための水を貯蓄 市街地延焼火災時の身体冷却用や熱気流・旋風の影響軽減にも役立つ
非常用便所	
⑩ 非常用便所	災害時に必要となる様々なタイプの便所 常設便所、貯水槽などとの兼用、埋設、ユニットタイプなど
情報関連施設	
⑪ 非常用放送設備	非常時における公園内の放送システムで、非常用電源が必要 平常時のシステムを活用
⑫ 非常用通信設備	防災行政無線の他、衛星通信、電話回線などで、いずれも非常用電源が必要
⑬ 標識及び情報提供設備	避難時の誘導に必要な標識類で、施設利用や操作等に必要な案内掲示板等も含む 停電夜間等の利用へ対応できる表示方法または非常用電源が必要
エネルギー、照明関連施設	
⑭ 非常用電源設備	災害時に必要となる公園内の照明や動力のための自家発電施設や太陽光等を利用した 自然エネルギー活用型発電施設
⑮ 非常用照明設備	公園内及び周辺部の非常用照明で、非常用電源が必要 誘導や施設利用・操作等のために必要なものを含む
備蓄倉庫	
⑯ 備蓄倉庫	各種防災関連品の備蓄を行う倉庫 耐震・耐火構造の他、備蓄内容によっては空調設備も必要
管理事務所	
⑰ 管理事務所	災害時の公園や施設の運用・管理、諸活動等の拠点として活用 災害時の拠点施設として活用する場合は非常用電源が必要

表 5.4.2 防災関連公園施設

③ その他防災活用公園施設

前項であげた都市公園における一般的な防災関連公園施設の他、防災機能として活用が可能な公園施設は次のとおりである。

その他の防災活用公園施設等		災害時における機能、用途等
修景施設		
⑱ 植栽	緑陰等、避難生活スペースの機能を高めるもので、避難生活にあっては必要性がかなり高い。熱気流の防止や軽減、災害時のランドマークとしても活用できる	
⑲ 日陰だな	規模や形態によっては、各種活動や避難生活のスペースとして利用可能であり、非常用テントを設けるなどの工夫により活用する	
⑳ 樹林地	規模や形態によっては、津波災害時に一定の規模の津波に対して地形や樹木がもつ流体抵抗により津波のエネルギーを減衰させる	
休養施設		
㉑ 休憩所	屋根つきスペースとして様々な活動拠点として活用	
㉒ ベンチ、野外卓	応急手当や救護等のスペース等として活用	
㉓ 野外炉・炊事場	避難生活における炊出しや調理場等として活用	
㉔ ピクニック場 キャンプ場	避難スペース等として活用	
遊戯施設		
㉕ 徒渉池	池等と同様の開水面として活用が可能	
㉖ 遊具	大型遊具を含む遊具類で、テント設置やその他避難生活において活用	
運動施設		
㉗ 野球場、テニスコート サッカー場、ゴルフ場等	規模や形態等の条件によっては避難スペースとして活用 各種支援活動のための拠点や復旧活動の支援拠点として活用可能	
㉘ ゲートボール場	規模や位置によっては広場や芝生広場等と一体空間として活用	
㉙ 水泳プール 温水利用型健康運動施設	飲料水や生活水、防火用水等の雑用水として活用でき、付帯の屋内スペースの活用も可能	
㉚ ボート場	規模や形態によっては活用度合いは異なるが、水利用という面で活用可能	
㉛ 乗馬場	空間利用という面で様々な活用は可能	
㉜ 付帯工作物(更衣室等)	避難や救護、物資仕分けスペース等の屋内スペースとして活用	
教養施設		
㉝ 野外劇場、野外音楽堂	諸活動の拠点や支援拠点、情報伝達や収集の場として活用	
㉞ 図書館、気象観測施設 体験学習施設等	屋内スペースとして様々な活用が可能だが、施設内容からスペースの利用は限られる	
便益施設		
㉟ 駐車場	諸活動の活動支援、駐車スペースとして活用 施設規模によっては大型車両の進入を考慮した形態・構造とする	
㊱ 売店、飲食店 宿泊施設	避難生活の支援スペース、帰宅困難者の一時滞在施設及び屋内スペースとして活用が可能	
㊲ 時計台	時計そのもの、あるいは情報伝達設備との併設タイプも考えられる	
㊳ 水飲場、手洗場	水飲みの他、洗面等の避難生活対応を考慮	
管理施設		
㊴ 倉庫、車庫、材料置場	倉庫は備蓄倉庫等との併設により活用が可能	
㊵ ごみ処理場	避難生活等のごみ置きスペースとして活用	
その他		
㊶ 津波避難タワー	津波からの緊急避難、一時退避場所として活用	
㊷ 集会所	屋内スペースとして救援や活動拠点として活用	

表 5.4.3 その他防災活用公園施設

(5) 防災関連公園施設の導入可能性の検討

本公園はすでに供用開始されており、総合公園としての役割が果たせるよう各種公園施設が設置されている。今回防災機能の拡充を行うにあたっては、既存の公園施設について、本公園に求められる機能を果たす施設として利用が可能かどうか、また、既存の公園施設で不十分と思われるものはあるかなどを確認しながら新規公園施設導入の検討を行っていく。また、周辺の公共公益施設などとの連携についても検討材料として、導入施設の検討を行っていく。

下の表について、災害時に利用・代用が可能な既存施設の有無については、十分に利用可能な施設がある場合は◎、利用可能性はある、または代用可能な施設がある場合は○、既存施設だけでは機能が不十分である場合は△、該当する施設がない場合は×と表記する。

また、導入検討については、検討優先度が高いもの、または導入が必要だと考えられるものについては◎、条件によっては導入の検討が必要なものについては○、既存施設や周辺公共施設との兼ね合いなどから導入の優先度が低いものについては△と表記する。

番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など
		避難者受け入れ	支援活動拠点	
①	入口形態（整備形態）	◎	△	アンダーパスを含む6箇所に入口が設置されている。内一つは緊急車両の進入が可能となっているが、芝生広場が仮設住宅用地となっていることから、大型車両の進入も予測されるため、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。
		○	○	
②	外周形態（整備形態）	◎	△	乗り越えることが可能な程度の簡易的な柵、生垣、または1m程度の石積みで外周が囲われている。道路から公園への進入を試みた場合、構造物や段差などがあるが、災害時に入口以外からも進入が可能な程度のものであるため、導入検討の優先度は低い。
		◎	△	
③	広場	○	◎	既存施設として、3.6haの広場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。ただし、既存の公園内で広場の拡張をすることは困難であり、道路の横断を含まずに設置することも困難な立地条件であることに留意する必要がある。
		○	◎	
④	園路	◎	△	広場を囲うように歩行者（避難者）向けに整備されている。芝生広場が仮設住宅用地にもなっていることから、広場への大型車両の進入も予測されるが、現在は入口から広場まで大型車両の進入を想定したものになっていない。園路の形状等について見直しを行うことが望ましい。
		△	◎	
⑤	ヘリポート	◎	△	芝生広場について、飛行場外離着陸場として利用を想定しているため、導入検討の優先度は低い。
		◎	△	
⑥	植栽（防火樹林帯）	○	○	外周にはソメイヨシノ、園内にはケヤキ、アジサイ、カン等が植栽されている。発災時の防火機能を高める必要がある場合には、見直しを検討する。
		◎	○	
⑦	耐震性貯水槽	○	△	噴水・飲料水用に使用している貯水槽がある。付近に配水場が立地していること、公園内の倉庫に飲料水の備蓄なども行うことから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑧	非常用井戸	○	△	噴水などに使用している井戸がある。付近に配水場が立地していること、公園内の倉庫に飲料水の備蓄なども行うことから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	

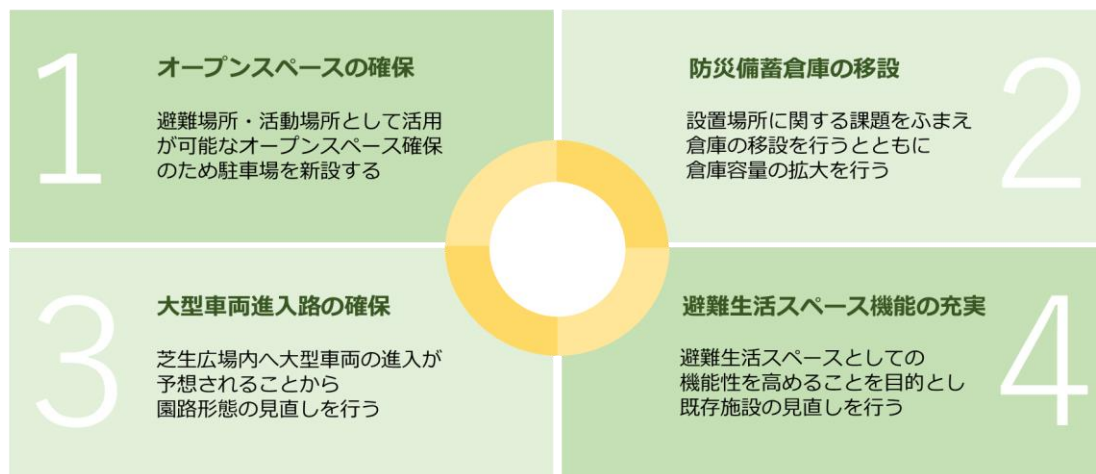
番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など
		避難者受け入れ		
		支援活動拠点		
⑨	水施設（池、水流等）	○	△	既存施設として芝生広場にスプリンクラーが設置されている。広場南側には噴水広場（徒渉池）がある。用水などの確保については、その他水関係施設などもあるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑩	非常用便所	○	△	園内3箇所に設置されており、一つはバイオトイレとなっている。公園周辺については下水道が整備されておらず、整備又は浄化槽の設置等の検討が必要になる。また、災害時には公園施設として設置されている既設トイレでは対応しきれず、仮設トイレ、簡易トイレ等の利用が必要になってくるであろうこともふまえると、施設の新設よりも簡易トイレの備蓄と仮設トイレの搬入路・置場の確保が望ましいと思われる。
		○	△	
⑪	非常用放送設備	○	○	園内で使用している設備があるが、経年劣化などもあるため、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑫	非常用通信設備	○	○	電話回線などがあるが、経年劣化などもあるため、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑬	標識及び情報提供設備	○	○	施設利用の案内標識などはあるが、避難誘導などに関するものはない。必要に応じて見直しを検討する。
		○	○	
⑭	非常用電源設備	○	○	自家発電設備があるが、整備計画を進める中で機能面で不足がある場合などは、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑮	非常用照明設備	○	○	街路灯などはあるが、非常用照明として設置されたものはない。必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑯	備蓄倉庫	○	◎	駐車場から広場をつなぐ地下通路内に備蓄倉庫が設置されている。倉庫が通路内を圧迫し、防犯面からも好ましい状況ではないため、移設の検討が必要である。また、活動拠点として物資の受入と分配を行うには備蓄スペース及び備蓄容量が不足すると想定されるため、移設及び増設を行うことが望ましい。
		△	◎	
⑰	管理事務所	◎	△	展望塔内に管理事務所がある。支援活動などの拠点とする際には、広場や駐車場などのオープンスペースでも代用が可能であるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑱	植栽	○	△	既存施設としては⑥の記載のとおり。仮設住宅用地として避難生活の場を提供する際、避難生活スペースの機能を高めるものとして必要性が高いものであることをふまえ、必要に応じて植栽の追加導入を検討していく。
		○	◎	
⑲	日陰だな	○	○	既存施設として展望塔下や東屋、パーゴラなどがある。その他森の回廊にもテントの設置などが可能である。整備計画を進めて行く中で必要に応じて見直しを検討する。
		○	○	
⑳	樹林地	×	△	植栽は⑥の記載のとおりだが、樹林地としてのものはない。樹林地は津波災害への対策として用いられることが多いが、公園周辺について津波の恐れは極めて低く、また、公園周辺が洪水浸水想定エリアに含まれないため、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
㉑	休憩所	○	○	既存施設として東屋、パーゴラなどがある。整備計画を進めて行く中で必要に応じて施設の見直しを検討する。
		○	○	
㉒	ベンチ、野外卓	◎	○	園内に複数あり。経年劣化などもあるため、必要に応じて施設の見直しを検討する。
		◎	○	
㉓	野外炉、炊事場	×	△	該当する施設はないが、現在キャンプ場などもないため、導入検討の優先度は低い。食糧については、備蓄倉庫への備蓄などで代用も可能。
		×	△	
㉔	ピクニック場 キャンプ場	○	○	既存施設として、3.6haの広場内にピクニック広場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。ただし、既存の公園内でピクニック広場の拡張をすることは困難であり、道路の横断を含まずに設置することも困難な立地条件であることに留意する必要がある。
		○	○	
㉕	徒渉池	○	△	既存施設として噴水広場がある。用水などの確保については、その他水関係施設などもあるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	

番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など
		避難者受け入れ		
		支援活動拠点		
②⑥	遊具	○	△	既存施設としてアースワーク遊具、ストレッチ遊具、ルッキン・コッキンなどがある。テントの設置などでの活用は形状から難しいものもあると思われるが、他施設で対応が可能であることから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
②⑦	野球場、テニスコート サッカー場、ゴルフ場等	×	○	該当する施設はない。現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。ただし、既存の公園内に設けることは困難であり、道路の横断を含まずに設置することも困難な立地条件であることに留意する必要がある。
		×	○	
②⑧	ゲートボール場	×	○	②⑦と同じ。
		×	○	
②⑨	水泳プール 温水利用型健康運動施設	×	△	該当する施設はないが、付近に配水場が立地していること、公園内の倉庫に飲料水の備蓄を行うこと、防災機能の拡充として導入する必要性の観点から、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑩	ボート場	×	△	②⑨と同じ。
		×	△	
③⑪	乗馬場	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なこと、防災機能の拡充として導入する必要性の観点から、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑫	付帯工作物 (更衣室等)	×	△	該当する施設はないが、他施設で代用が可能なこと、防災機能の拡充として導入する必要性の観点から、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑬	野外劇場、野外音楽堂	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能ことから、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑭	図書館、気象観測施設 体験学習施設等	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能ことから、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑮	駐車場	○	◎	既存施設として、0.4haの駐車場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。また、活動拠点として利用する際には、大型車の転回等も想定されるため、安全面から避難スペースや活動スペースと区切って利用が出来るよう、余裕をもったスペースが確保できることが望ましい。
		△	◎	
③⑯	売店、飲食店 宿泊施設	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なこと、また売店等には飲食物の陳列・保管がされていることが予想されるが、発災直後の食糧は、備蓄倉庫への備蓄代用が可能であることから導入検討の優先度は低い。
		×	△	
③⑰	時計台	◎	△	展望塔に設置されているものを含み、園内に3基あり。既存施設で対応可能であることから、導入検討の優先度は低い。
		◎	△	
③⑱	水飲場、手洗場	◎	△	園内に複数あり。既存施設で対応可能であることから、導入検討の優先度は低い。
		◎	△	
③⑲	倉庫、車庫、材料置場	◎	△	備蓄倉庫とは別に倉庫の設置がある。物資の受け入れ、再分配などを行う際に倉庫の容量が大きい方が望ましいが、防災備蓄倉庫の増設の検討などもふまえて、必要に応じて見直しの検討を行う。
		△	○	
④⑩	ごみ処理場	×	△	該当する施設はないが、災害時には避難スペースなどを除いた空きスペースを活用してごみの集積場所などの確保を検討できることから、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
④⑪	津波避難タワー	×	△	該当する施設はないが、公園周辺について津波の恐れは極めて低く、また、公園周辺が洪水浸水想定エリアに含まれないため、垂直避難場所を設けるよりも危険性のあるエリアからの避難スペースの確保の方が望ましいため導入検討の優先度は低い。
		×	△	
④⑫	集会所	×	△	該当する施設はないが、救援・活動拠点としてはテントまたは仮設での対応が可能であることから導入検討の優先度は低い。
		×	△	

表 5.5.1 公園施設導入可能性の検討

(6) 施設整備方針

前項までの内容を踏まえ、施設の整備方針は次のとおりとする。



1

既存公園施設の敷地とは別に、新たに用地を取得し駐車場の新設を行う。用地については、公園付近である程度の面積を有した一体の土地として整備が求められる。現在は計画予定地内の新設予定地を利用予定。整備する施設内容については、子どもや高齢者が公園の通常利用を行う際、広場や運動施設などの機能が、横断を伴う場所に拡張されることに伴う危険性を考慮して、広場などの公園施設ではなく駐車場として整備する方針とする。

2

利用者の安全確保及び防犯の観点から、アンダーパス内の倉庫を移設することが望ましい。また、市内にある他倉庫の設置状況などを踏まえると、浸水想定エリア外に、篠原地内にある市内最大規模の倉庫と同様の機能（容量・敷地）をもつ倉庫を設置することが望ましい。容量等については篠原地内倉庫と同等またはそれ以上が確保できることが望ましい。移設場所は、ある程度の面積を確保できること、容量の拡大検討が可能であること、利用者の公園通常利用の妨げにならないことなどを考慮すると、新設駐車場内が適しているため、移設予定地とする。

3

園内芝生広場が仮設住宅用地として指定されている。仮設住宅の建設に際して、資機材の搬入などのために大型車両などの進入が予想される。現在の園路はそれらを想定したものになっていないことから、広場までの進入路の確保のために園路形態の見直しを行う。入口については、現在緊急車両の進入口が1か所設けられている。車両進入路を確保するにあたり、その他の入口の形態などについても見直す必要が生じた場合には併せて見直しを検討する。

4

園内芝生広場が仮設住宅用地として指定されていることから、本公園内にて避難生活を送る避難者がいることが予想される。植栽について、避難生活スペースの機能性を高めるとされていることや、公園の通常利用に対しても影響の高い公園施設の一つであることから、既存の植栽も含めて園内の植栽の見直しを行う。その他、避難生活スペースの機能性を高める効果が期待できる公園施設については、今後計画を進める中で、必要に応じて施設導入の有無について検討していく。

6. ゾーニング・動線計画（案）

本公園に求められる機能や施設導入の検討を踏まえ、平常時及び災害時におけるそれぞれのゾーニング・動線計画（案）について次のとおりとする。

平常時



図 6.1.1 赤坂台総合公園平常時利用ゾーニング・動線計画（案）

災害時

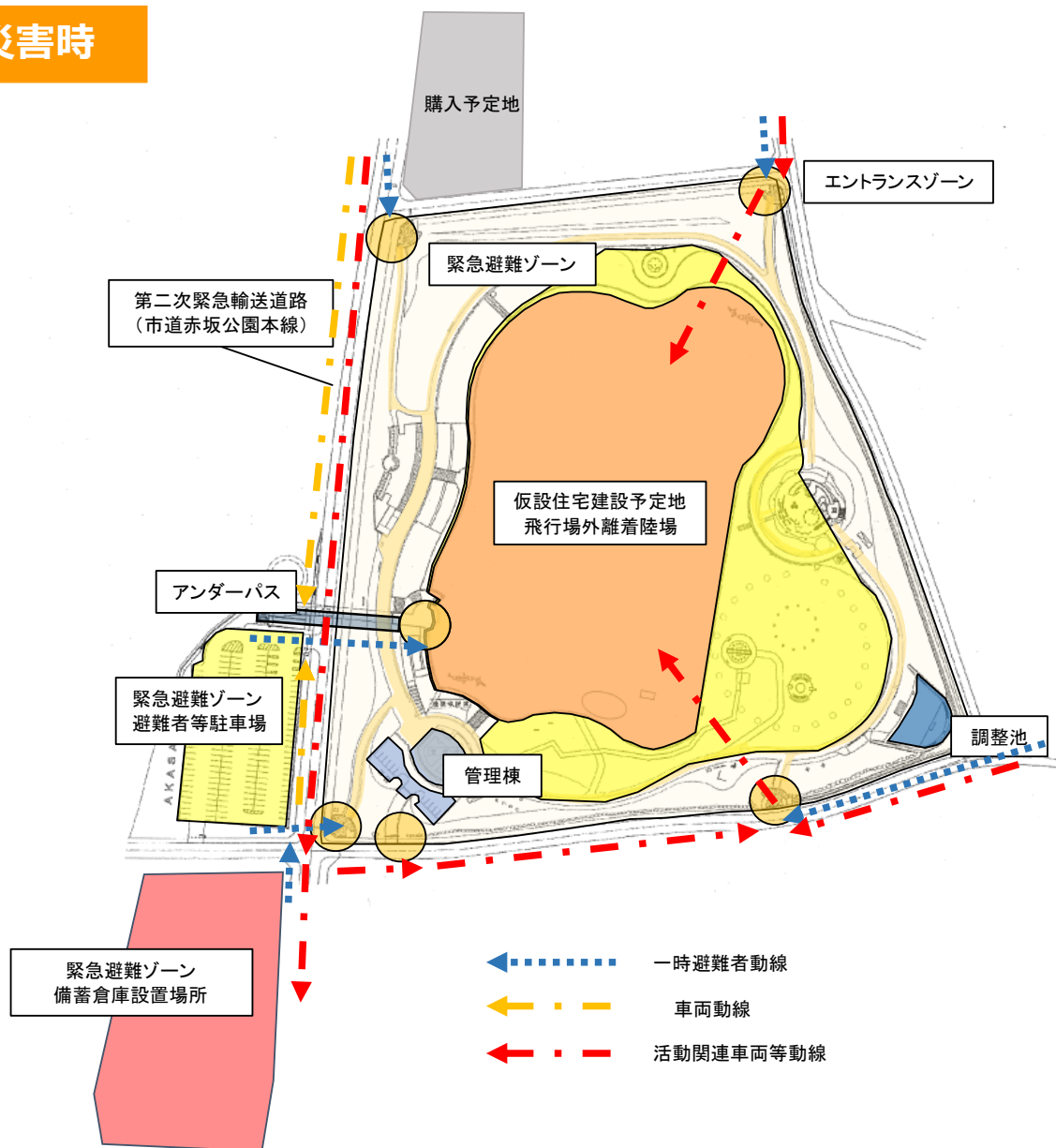


図 6.1.2 赤坂台総合公園災害時利用ゾーニング・動線計画（案）

7. 整備事業について

(1) 主な事業内容

前項までに行った整備方針の検討などを踏まえて、整備事業を進めて行く。
本整備事業について、主な事業内容は次のとおりである。

① 駐車場の新設

災害時に避難地をはじめとして、様々な活用が行えるオープンスペースの確保を目的として新設。本計画内 P5 に記載している拡充予定地を駐車場として整備を行う。

② 大型防災備蓄倉庫の建設

新設駐車場内に防災備蓄倉庫の建設を予定。備蓄倉庫の規模については、市内の既存備蓄量や、今後必要とされるだろう備蓄量の推定などを踏まえて、決定していく。

③ 車両進入路の整備

本公園の芝生広場が仮設住宅建設予定地となっていることを受け、建設に際して想定される大型車両の出入りが遅滞なく行えるよう、公園入口から芝生広場への車両進入路の整備を行う。

(2) 都市計画決定の変更について

駐車場整備を行う拡充予定地について、都市計画公園の区域とするため、当初の都市計画決定（詳細は本計画 P8 を参照）から都市計画決定の変更を行った。変更後の都市計画決定情報は次のとおりである。

都市計画区域　：甲府都市計画区域

公園番号と名称：5・4・1号　赤坂台総合公園

都市公園の種別：都市基幹公園（総合公園）

都市計画決定日：令和6年12月10日

計画決定面積　：約9.0ha　（当初計画決定面積：8.1ha）

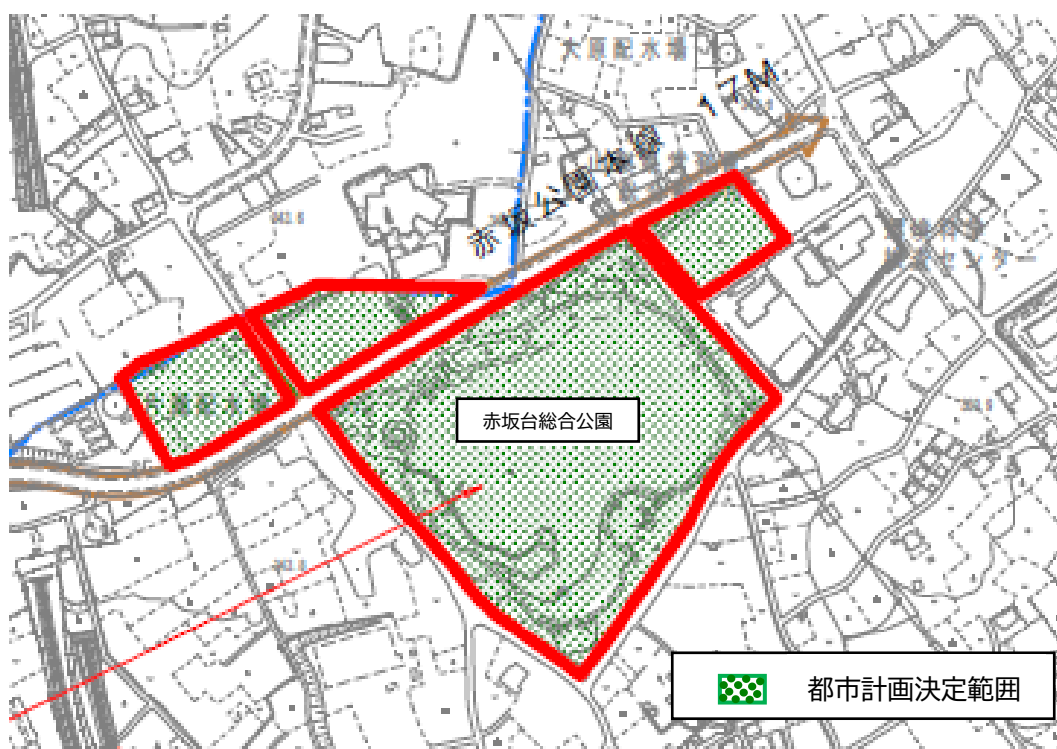


図 7.2.1 都市計画決定資料 都市計画総括図（赤坂台総合公園周辺抜粋）

当初都市計画決定からの変更点は、計画決定区域及び区域の変更に伴う計画決定面積のみであり、区域の変更に伴う増加面積は約0.9haである。

(3) 事業スケジュールについて

本整備事業については、令和7年度～令和9年度を予定している。おおまかな事業スケジュールは次のとおりである。

	工 種	令和7年度	令和8年度	令和9年度
駐車場	用地取得	■		
	設計		■	
	造成・整備		■	■
車両 進入路	設計		■	
	造成・整備		■	■
防災 備蓄 倉庫	設計		■	
	建設		■	■

(4) 概算事業費用について

本整備事業に関する概算事業費用は次のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
国庫補助金	350,113	用地補償費	231,600
地 方 債	384,900	補償調査費	9,744
基 金		本工事費	504,892
一般財源	45,661	測量設計費	34,438
計	780,674	計	780,674

